

国家の覚悟が問われる領土・主権問題

平成27年5月

日本の領土を守る議員連盟 会長

衆議院議員

新 藤 義 孝

私が領土・主権問題に取り組む理由 — 新たな国家体制整備と国策変更を！ —

「国家」を成立させる3つの基本要素

- ①国民意識の統合 ②領土の保全 ③主権の確立

→国家の基本をおろそかにする国は、国際社会から信頼されず、国益を失う。

ロシア首相の国後島上陸—2012

- ・7月3日、メドベージェフ首相が大統領時代に続き、二度目の上陸。
 - ・「一寸たりとも領土は渡さない」と発言。
 - ・日本政府の中止要請は一顧だにされず。
- 日・口間に存在した外交的配慮が消失。



ロシア首相の国後島上陸に抗議する決議（自民党領土特命委員会 2012年7月4日）

- ①外務大臣声明を出し、国家として抗議の意志を明確にすること。
- ②駐ロシア日本大使を呼び戻し、事情を聴取すること。
- ③予定されている外務大臣のロシア訪問を見合わせる。
- ④北方領土をロシアによる「不法占拠」と呼ばないなどの、対ロシア外交方針を再考すること。

→玄葉大臣は7月28日に予定通りロシア・ソチを訪問し、プーチン大統領・ラヴロフ外相と会談。 →日本外交の対処方針に変化なし。

⇒自国の領土に勝手に上陸されながら、明確な抗議や対抗行動を起こさない日本。日・口の北方領土交渉そのものが有名無実化へ。

韓国大統領の竹島上陸—2012

- ・8月10日、李明博大統領が竹島に上陸。
- ・韓国大統領として戦後初となる暴挙。
- ・日本政府の中止申し入れは無視される。
- ・不法占拠と呼ばず明確な抗議を行わない民主党外交の行き着く果て。



安倍内閣における領土・主権に関する取り組み—2013～

- ・わが国の立場を内外に主張するため、歴代初の海洋政策・領土問題担当大臣を設置。内閣官房に領土・主権対策企画調整室を設置。（平成25年2月5日）
- ・平成18年から開催の島根県主催「竹島の日式典」へ、平成25年より内閣府大臣政務官が出席。

尖閣で中国船、海保に「中国領海から退去せよ」—2012

- ・7月11・12日、中国漁業監視船が尖閣諸島周辺のわが国領海内に侵入。
- ・海保・巡視船の退去警告に、中国船「ここは中国の領海であり、正当な活動を行っている。妨害するな。日本船は中国の海からただちに退去せよ」と初めて主張。

8月15日、香港の活動家が魚釣島上陸

制止振り切り突



尖閣上陸

んだ。尖閣諸島・魚釣島（中国領と主張）に、不法上陸したとして逮捕された民間団体「保釣行動委員会」の活動家。同諸島周辺では2年前にも中国漁業監視船と衝突する事件が起きた。中国側は「不法行為は、地元から絶対無罪にするべきではない」と政府の毅然とした要求の声を上げている。（本文記事）

平成24年8月16日（木）読売新聞より

⇒2010年には接続水域に1隻で来て海保巡視船に追い出されていた中国船が今や日本の領海内に堂々と侵入し、日本が中国に行っている主張と同じことを言い放つように。

⇒接続水域入域・領海侵入は日常化。空には「防空識別区」を独自宣言。

領土と主権を守り、国際社会からの信頼を取り戻すために

- 「戦略的な外交」、「普遍的価値を重視する外交」、国益を守る「主張する外交」を基本。傷ついた日本外交を立て直し、世界における確固とした立ち位置を明確にしていく。
- 積極的平和主義をわが国初の国家安全保障戦略を貫く基本思想に。司令塔として国家安全保障会議を設置。
- 担当政府組織の強化拡充。
- 歴史的・学術的な調査・研究を行う機関の新設。
 - ・新機関は研究成果を活用し、国内及び国際社会に対し、法と歴史に基づく日本の主張について普及・啓発、広報活動を行う。
- 「特定国境離島保全・振興法」、「無人国境離島管理法」等の整備。



魚釣島



久場島

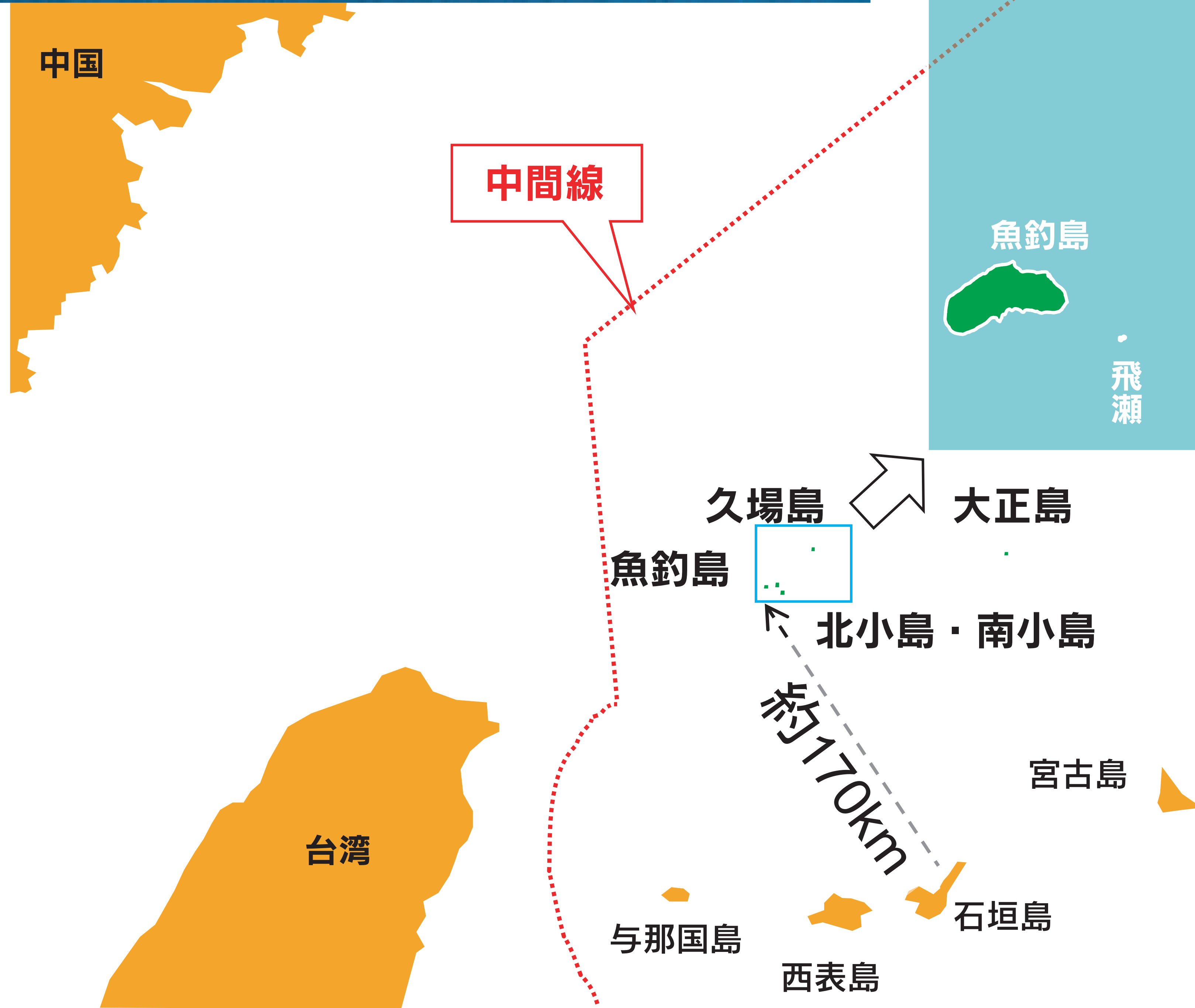


南小島(奥)



大正島

北小島(手前)



中間線

久場島 大正島
魚釣島 北小島・南小島

約170km

尖閣諸島(合計約5.56km²)は、
新宿御苑(約0.58km²)の約10倍

※ 面積は国土地理院「全国都道府
県市区町村別面積調」による。
尖閣諸島(合計約5.56km²)には、
その他岩礁の面積0.018km²を含む。

尖閣諸島位置関係



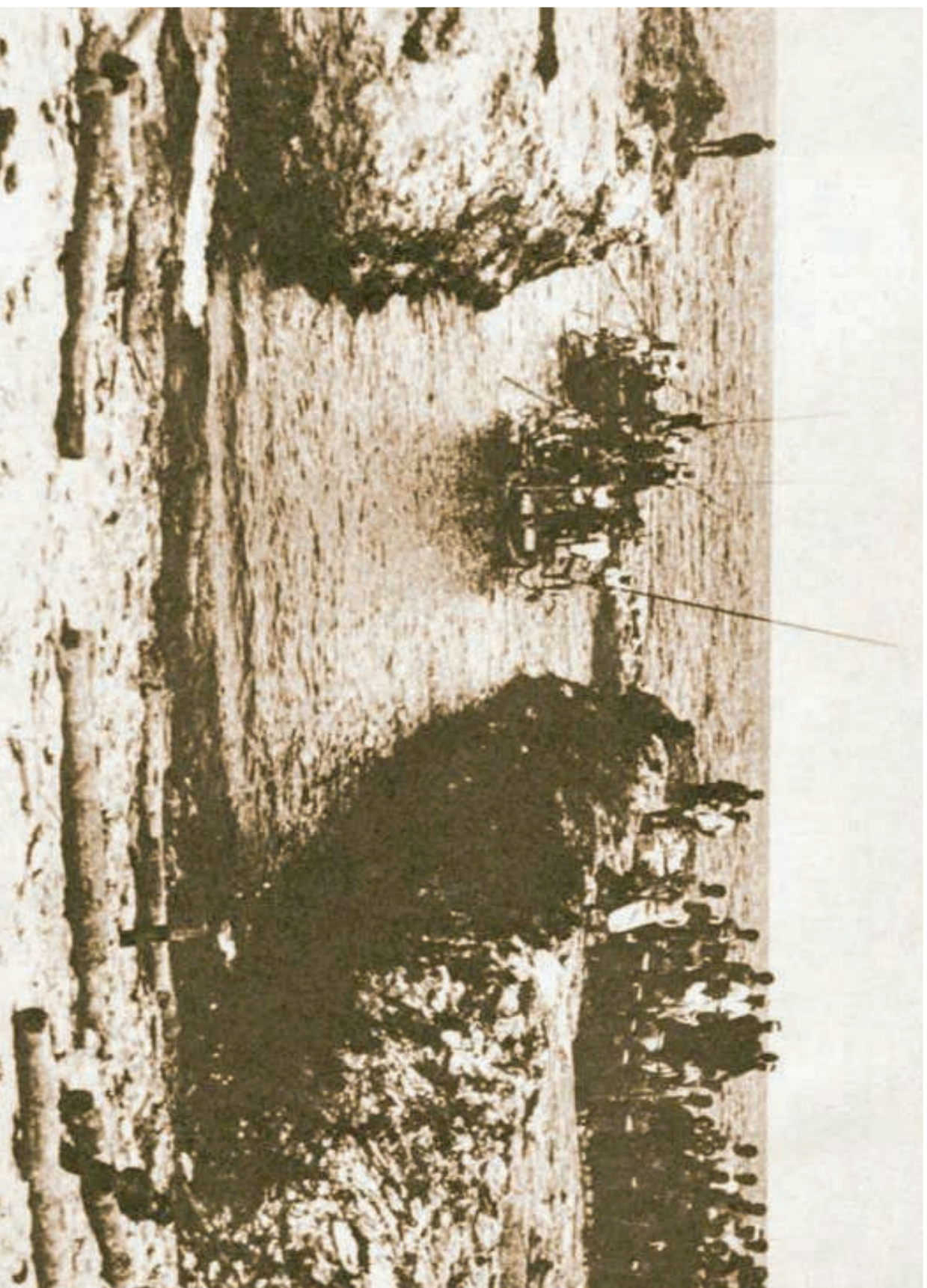
尖閣諸島の面積
(黄色は私有地)

名称	面積 (km ²)	所有者	その他
魚釣島	3.82	国(海上保安庁)	平成24年9月11日 購入、行政財産
くばしま 久場島	0.91	民間人	防衛省賃借 (米軍射爆場)
北小島	0.31	国(海上保安庁)	平成24年9月11日 購入、行政財産
南小島	0.40	国(海上保安庁)	平成24年9月11日 購入、行政財産
たいしょうとう 大正島	0.06	国(財務省)	普通財産 (米軍射爆場)
沖ノ北岩	0.03	国(財務省)	普通財産
沖ノ南岩	0.01	国(財務省)	普通財産
飛瀬	0.002	国(財務省)	普通財産

写真が語る



当時、魚釣島に200余名の人々が暮らしていた



魚釣島唯一の港、10年かけて築港されたという



魚釣島で行われている盛んなカツオ漁の風景

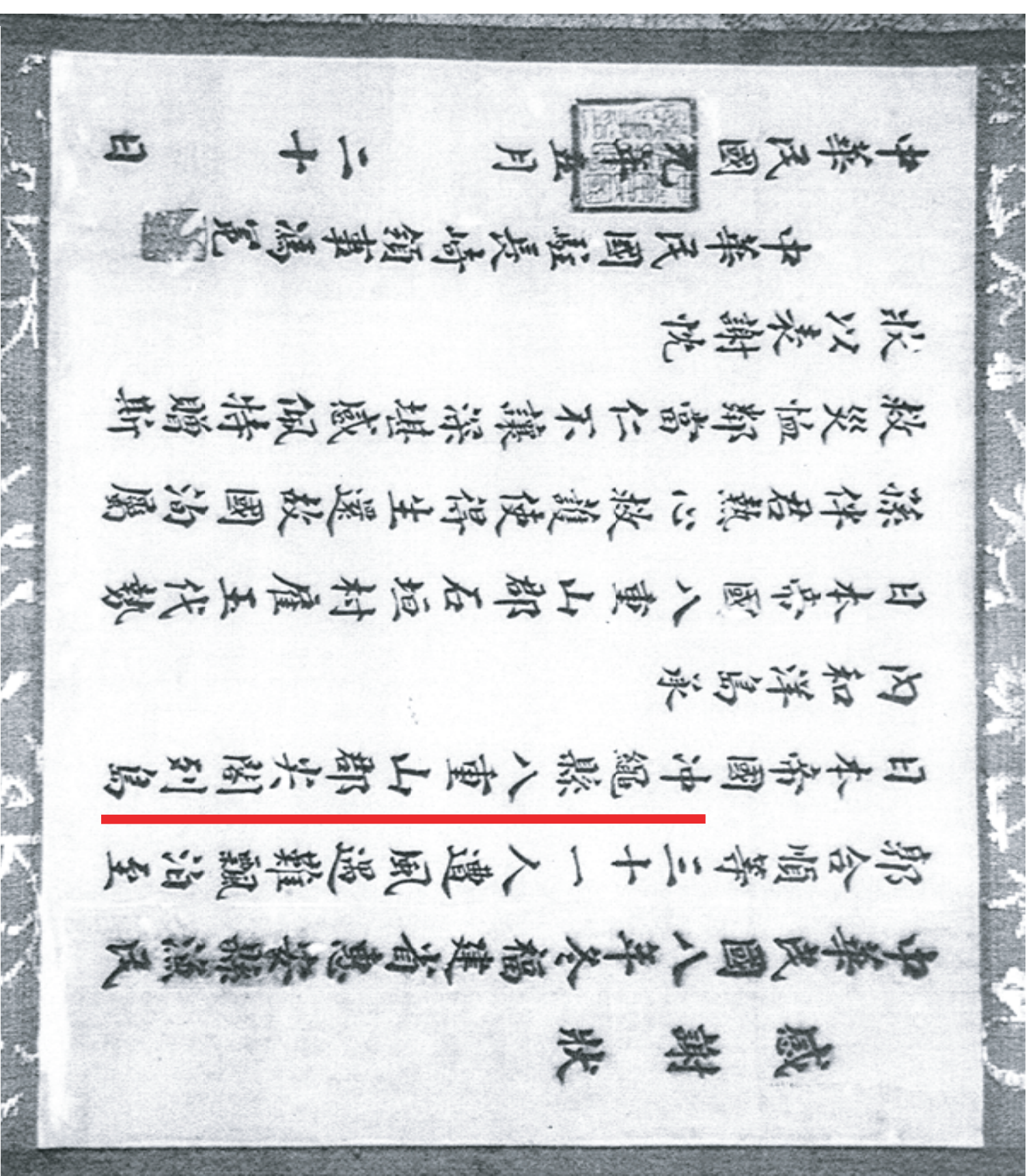
尖閣諸島は日本の固有領土だ

尖閣諸島は
明治二十八年二月十四日
日本領土に編入されました

尖閣諸島は、明治28年1月14日にわが国領土に編入され、多くの日本人の手で開発。一時は2百名を超え、人達がカツオ節工場などに従事していました。戦後の一時期は、米軍の管轄下にありましたが、沖縄とともに日本に返還され、今日に至っています。現在は、沖縄県石垣市の行政管轄地域となっています。ここに紹介した写真(明治43年頃撮影)は、当時の様子を今に伝えています。



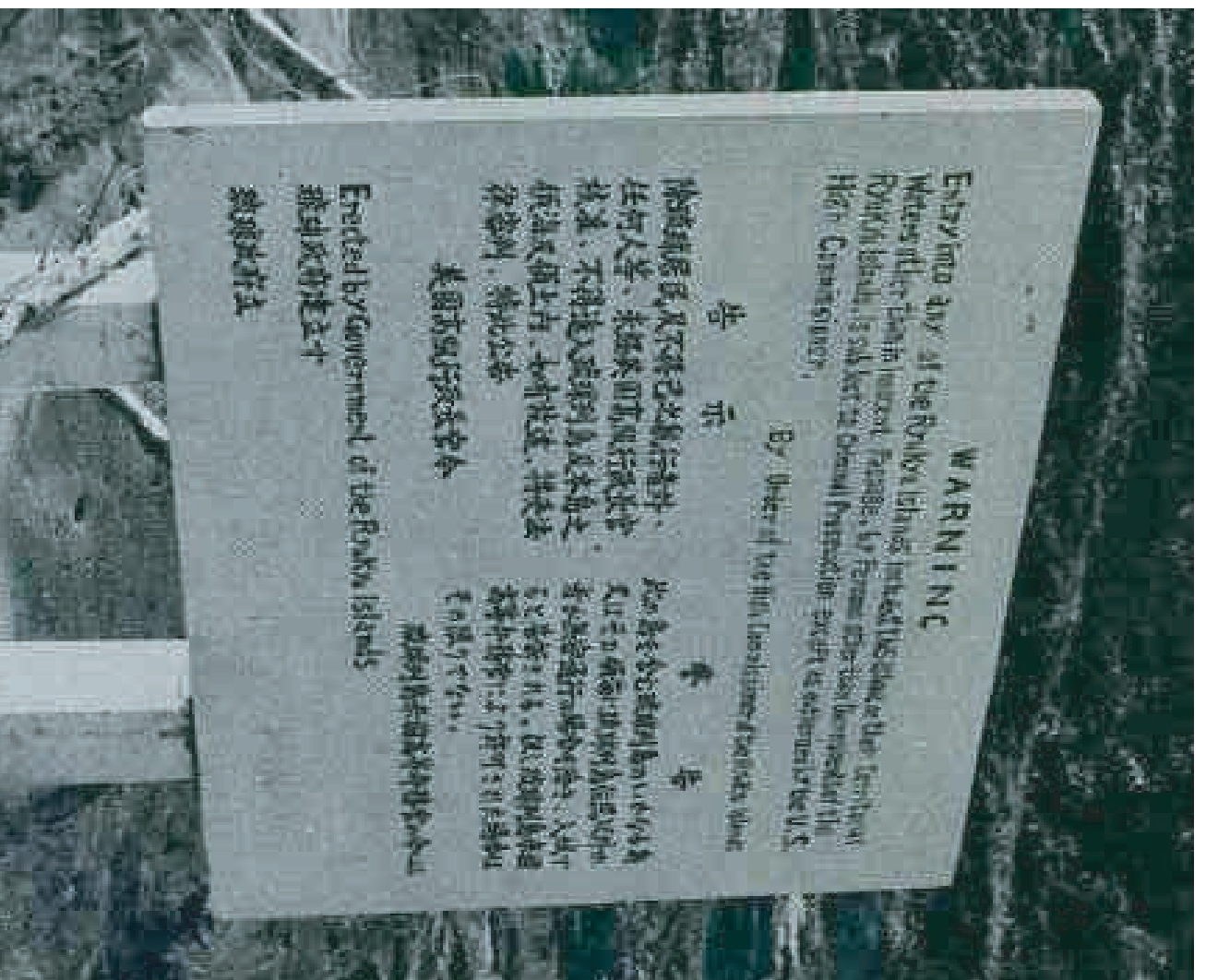
魚釣島には国旗を掲げた10戸ほどの人家が見える



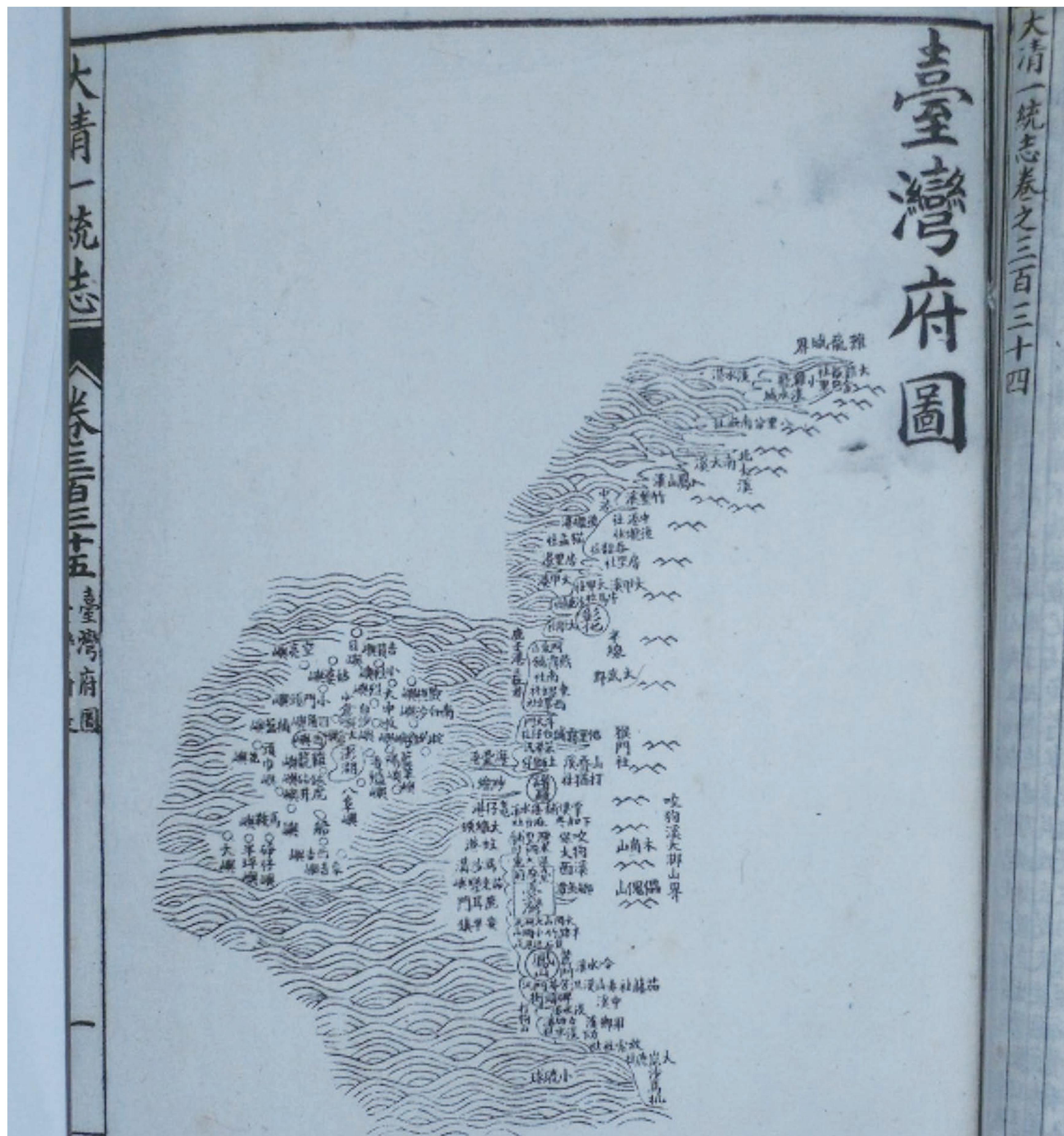
尖閣沖の漂流民救助に中華民国が出した感謝状、文中に「尖閣列島」の文字が見える(大正9年)



左より①琉球政府が昭和45年7月設置した領域表示板 ②と③石垣市が建立した魚釣島の行政管理標識 ④石垣市が建立した大正島の行政管理標識 ⑤同じく魚釣島の行政管理標識
*これらの標識はいずれも戦後に撮影されたものです



1744年 清朝『大清一統志』⇒尖閣諸島は、中国・台湾に含まれず



- ・ 乾隆帝の勅命で地理書『大清一統志』が編纂される。
- ・ 「台湾府」の北限は「鶏籠(キルン)城界」(現在の基隆市)とされている。
- ・ 尖閣諸島はこの「鶏籠城」から東北に約195キロも離れており、台湾に帰属していなかったことは明らか。
- ・ 『大清一統志』では台湾の西半分しか描かれておらず、台湾の東側すら清朝の統治が及んでいなかったことが分かる。

尖 閣 諸 島 の 経 緯

1884年 (M17年)	九州・古賀辰四郎氏より国有地借用願い。明治政府が調査開始。
1895年 (M28年) 1月14日	明治政府が無主地の尖閣諸島を日本国に編入。
1895年 (M28年) 4月17日	下関条約調印。日本が中国・清朝から台湾と澎湖諸島(ほうこしょう)を割譲される。尖閣諸島は含まれていない。
1896年 (M29年)	古賀辰四郎氏へ30年間無償貸与。(魚釣島、北小島、南小島、久場島)
1932年 (S 7 年)	尖閣諸島4島、有償で古賀家に払い下げ。
1940年 (S15年)	尖閣諸島が無人島に。
1952年 (S27年) 4月28日	サンフランシスコ平和条約発効。49カ国が署名。尖閣諸島は日本が放棄する領土に含まれず、沖縄の一部として米国の施政下に。
1969年 (S44年) 5月	ECAFE報告書で、尖閣周辺に豊富な石油資源埋蔵の可能性が指摘。
1971年 (S46年) 4月	台湾が尖閣諸島の領有権を主張。
1971年 (S46年) 12月	中国が外務省声明で、初めて尖閣諸島の領有権を主張。
1972年 (S47年) 5月15日	沖縄返還協定。尖閣諸島含めて日本に返還。(緯度・経度で明示)
1972年 (S47年) 6月	古賀善次氏、埼玉県・栗原國起氏へ北小島、南小島譲渡。
1972年 (S47年) 9月29日	日中共同声明調印。(日中国交正常化)
1978年 (S53年) 4月	武装中国船 100隻、尖閣海域へ侵入。
1978年 (S53年) 6月	古賀善次氏死去。魚釣島を栗原氏へ譲渡。(1988年 久場島も栗原氏一族へ)
1978年 (S53年) 8月	日本青年社、魚釣島へ灯台設置。ヤギ2頭を放す。(⇒現在1000頭?)
1978年 (S53年) 8月12日	日中平和友好条約署名。(10月23日発効)
1978年 (S53年) 10月25日	鄧小平・中国副首相が来日。尖閣「10年間の棚上げ」の記者会見。
1979年 (S54年) 5月28日 ~6月 7日	大平内閣(園田外相)で、沖縄開発庁が「尖閣諸島調査」を実施。 (仮設ヘリポート設置、31名、11日間)
1992年 (H 4 年) 2月25日	中国・領海法制定。尖閣諸島が中国領であると規定。
2002年 (H14年) 4月~	魚釣島・北小島・南小島を総務省が賃借。
2004年 (H16年) 3月24日	中国人7名が不法上陸→那覇地検への送検見送り、強制送還。
2010年 (H22年) 3月	中国・海島保護法施行。無名の島に命名し、国家主権を主張。
2010年 (H22年) 9月 7日	中国漁船による海保巡視船衝突事件。中国人船長を処分保留で釈放。

我が国近海などの中国海洋活動の例（1999～2015年）

1999-2004年
中国海洋調査船による海洋調査活動

2008年10月
ソブレメンヌイ級駆逐艦等4隻が津軽海峡を通過（中国海軍戦闘艦艇として初）後、我が国を周回

用例
艦艇の動き →

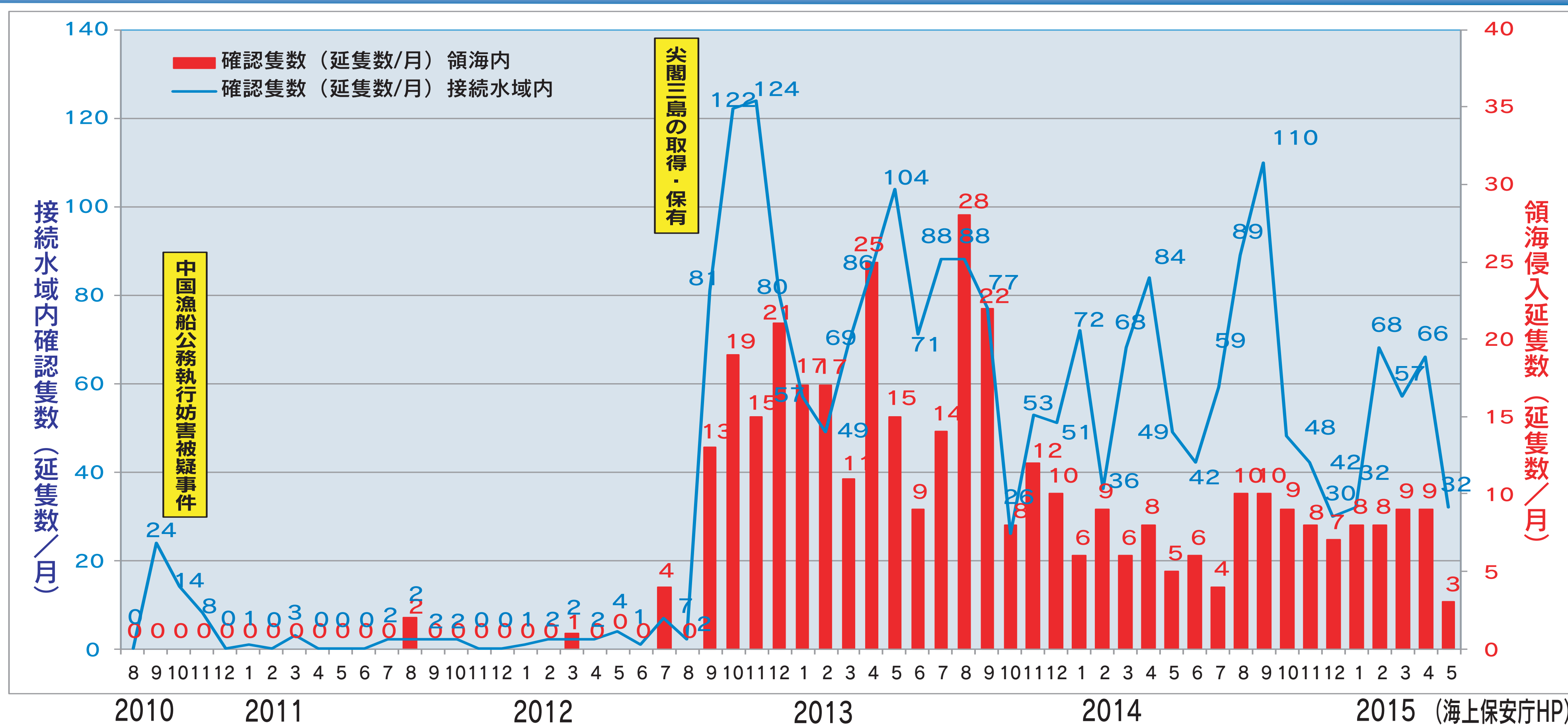
- ### 東シナ海での活動の常態化
- ・1999年～ 海洋調査船が活動
 - ・2004年11月 原潜が我が国領海を潜没航行
 - ・2005年9月 艦艇が油ガス田付近を航行
 - ・2006年10月 潜水艦が米空母の近傍に浮上
 - ・2011年3月等 政府航空機・ヘリが海自護衛艦に近接飛行
 - ・2013年1月 艦艇が海自護衛艦に火器管制レーダーを照射
 - ・2013年11月 「東シナ海防空識別区」設定発表
 - ・2014年5月・6月 戦闘機が海自機・空自機に異常接近

2004年11月
中国原子力潜水艦が我が国領海内を潜没航行

2006年10月
ソン級潜水艦が米空母キティホークの近傍に浮上

2009年3月
中国の海軍情報収集船、トロール漁船等が南シナ海で活動していた米海軍音響測定艦「インペカブル」に接近、一部が妨害行為を実施

尖閣諸島周辺海域における中国公船等の動向



中国の不透明な軍事力の増大と活発な海洋進出

東シナ海・南シナ海の日空域における、中国の一方的な現状変更の試み

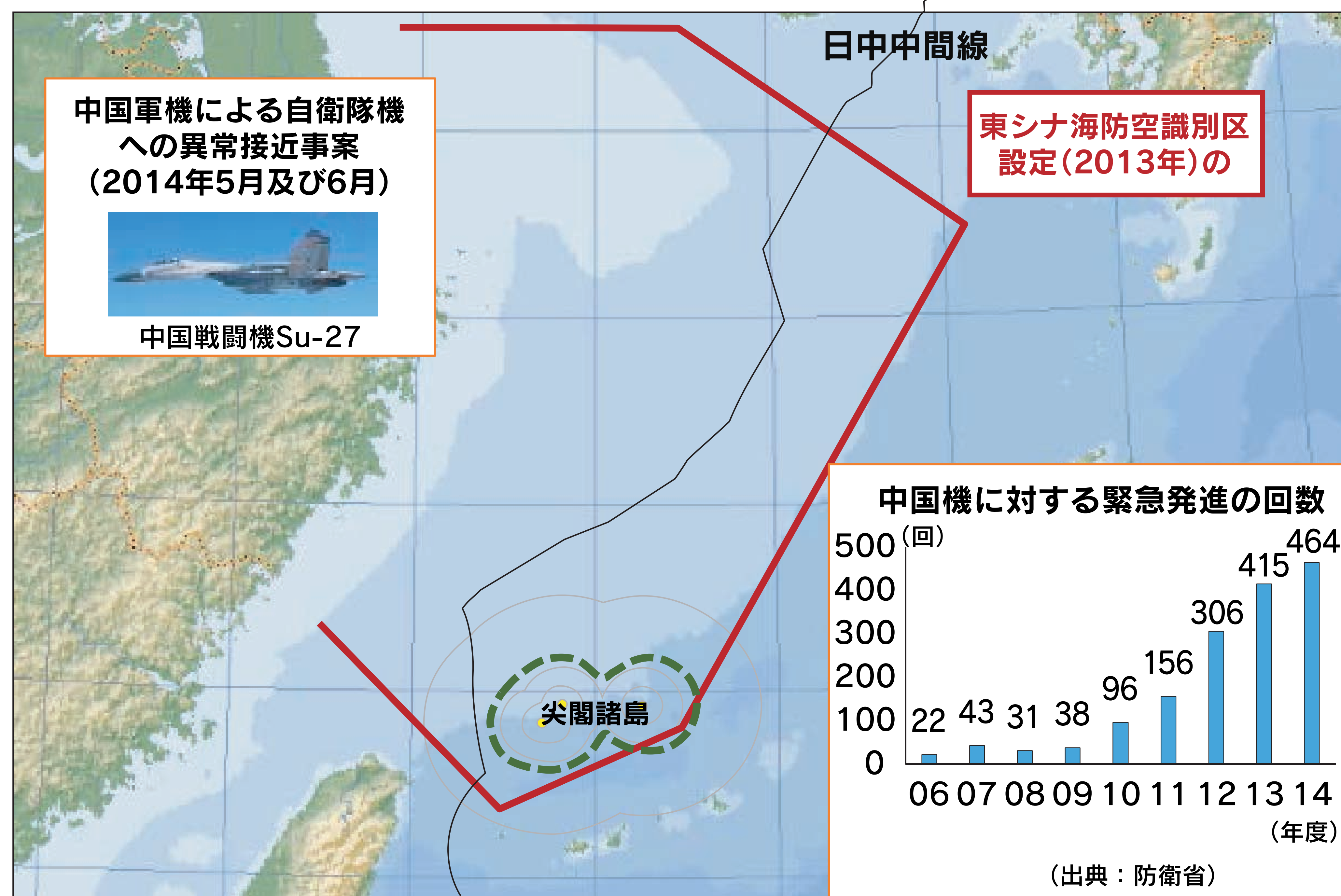
＜東シナ海＞

- ⇒ 2008年12月、中国公船が尖閣諸島沖で初めて領海侵入。2012年9月以降、その頻度が増加し、これまでに100回以上の我が国領海侵入が発生。荒天の日を除きほぼ毎日接続水域に入域。
- ⇒ 中国機に対する自衛隊の緊急発進は増加。2013年11月には「東シナ海防空識別区」を設定、2014年5月及び6月には、中国軍機が海自・空自機に近接して飛行する事案が相次いで発生。

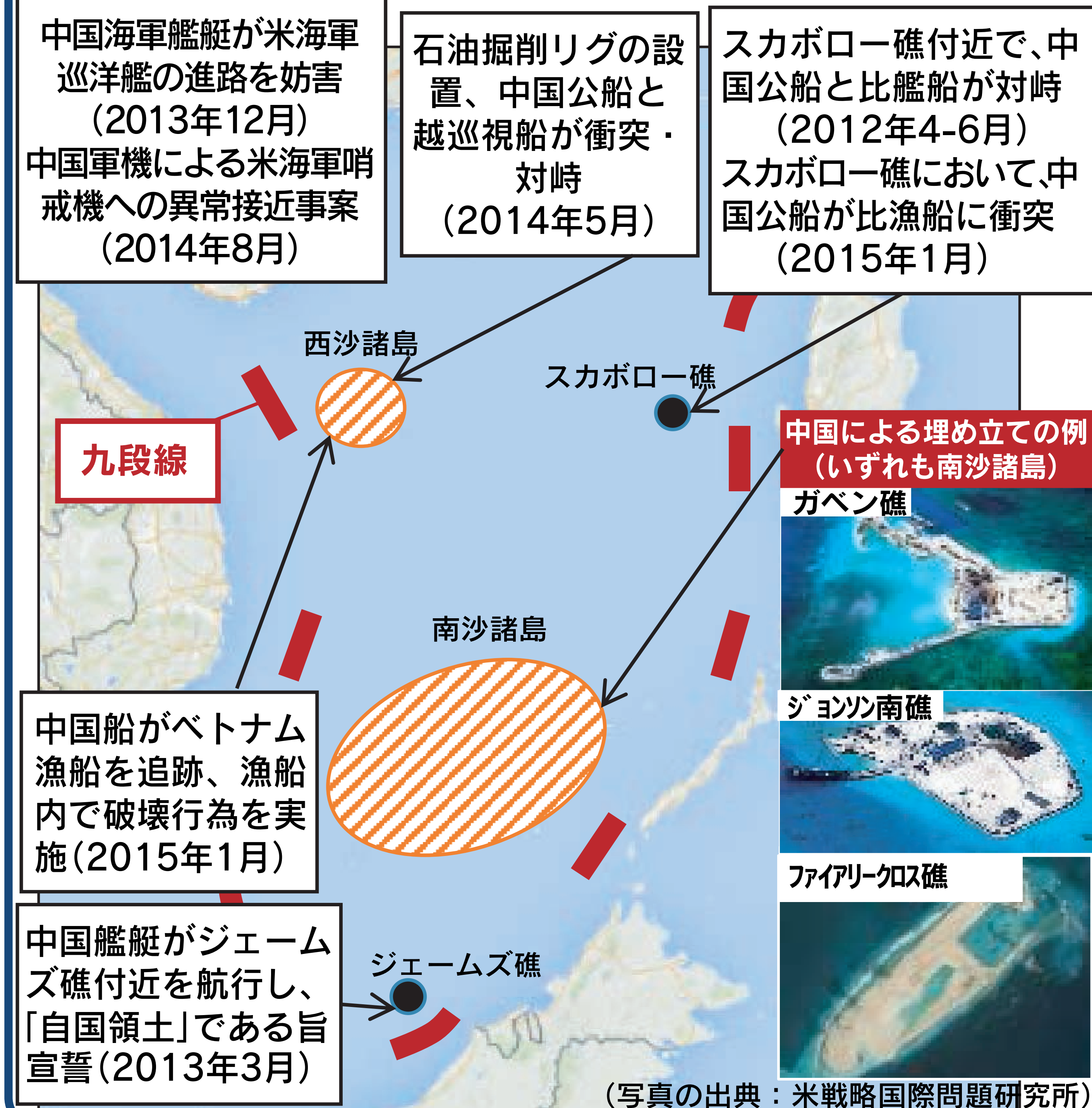
＜南シナ海＞

- ⇒ 中国は南シナ海の大半を囲むいわゆる「九段線」を提示。南シナ海における領土主権と海洋権益を主張している。
- ⇒ 中国は南沙諸島周辺海域において大規模な埋立てや滑走路等の建設を急速に進めている。

東シナ海における中国の活動



南シナ海における中国の活動

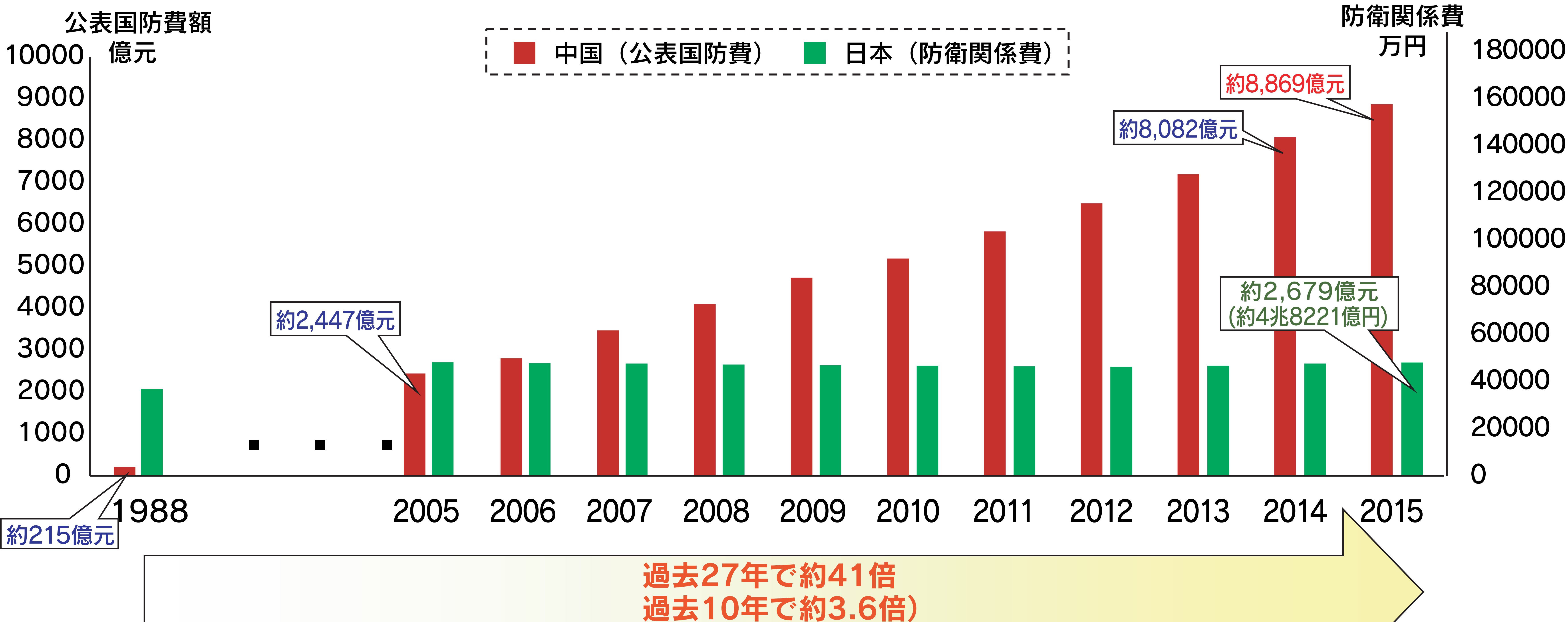


中国の不透明な軍事力の増大と活発な海洋進出

十分な透明性を欠いた軍事力の広範かつ急速な強化

- ⇒ 中国政府は、2015年度国防費を約8,869億元(=約15兆9,600億円)と発表。(日本の2015年度防衛関係費(約4兆8,221億円)に比べ、約3.3倍。)
- ⇒ 中国は、2015年度国防費について、2014年度実績費で10.1%増と発表(2010年(9.8%)を除き、1989年以降、毎年10%以上の伸び率)。
- ⇒ 中国の公表国防費は、過去27年で約41倍、過去10年で約3.6倍。
- ⇒ 中国の公表国防費は、外国からの兵器調達等の主要な支出区分を含んでいない等の指摘があり、透明性が不十分。

中国公表国防費の推移



(注1) 国防費は中央財政支出における国防予算額。(ただし、15年度国防費は、中央財政支出から地方移転支出等を除いたもの)における額
(注2) 1元=18円(平成27年度の出納官吏レート)で換算。

尖閣上陸視察を検討 2011年



中国の漁業監視船「漁政201」（上）を警戒する海保巡視船—24日午前6時30分ごろ、沖縄県・尖閣諸島の久場島沖（第11管区海上保安本部提供）

2011年8月24日

尖閣沖に中国監視船 2隻一時領海内に侵入。
漁船衝突事件以降、中国監視船の侵入は初。

2011年8月23日

尖閣上陸視察を検討 衆院決算委 与党側は慎重姿勢

衆院決算行政監視委員会（新藤義孝委員長、自民）は23日、わが国固有の領土でありながら中国などが領有権を主張している尖閣諸島（沖縄県石垣市）に上陸視察する検討に入った。同日の理事懇談会で政府から尖閣諸島の警備実態など聴取した。与党側は慎重姿勢だが、実現すれば日本が尖閣諸島を有効に支配している実態を国際的にアピールする効果もある。

理事懇談では、野党側が尖閣諸島の有人利用について審議を行う上で、情報不足を理由に上陸視察を提案。与党側は「新内閣の外交方針を見極めるべきだ」と即答を避けたが、新藤氏は「視察すべきだ」と主張した。与野党が合意すれば実施は9月以降になる見通し。

尖閣諸島のうち、最大の魚釣島など4島は私有地で、政府が平成14年から賃借管理し、だれであっても上陸を認めない方針をとっている。ただ、昭和54年、沖縄開発庁（当時）の調査団が魚釣島に上陸、調査を実施したほか、国会議員では平成9年に西村眞悟衆院議員（同）が魚釣島を上陸視察した例がある。

（抜粋）

尖閣諸島洋上視察 2012年



魚釣島に洋上より接近した、戦後二人目の国会議員。

2012年1月19・20日

深夜11時、石垣港を出港。冬の東シナ海は波高3mに達する。9トンの漁船で7時間、翌朝6時に魚釣島に到着しました。闇の中に、灯台の小さな光が神々しく点滅していました。



魚釣島から20分で南小島に。レンガ積みの住居跡と難破船を確認。

2012年8月18・19日

8月15日に中国人活動家が不法上陸したばかりの魚釣島を再視察。洋上にて尖閣諸島・戦時遭難者慰霊祭を行いました。その後、船で1時間かかる久場島を、国会議員として初視察しました。



明治時代の手堀り水路や工場、住居など開拓跡が残る。



米軍射爆場として借り上げられている久場島。

肥前鳥島沖合で中国漁船を検挙 2011年

2011年11月6日



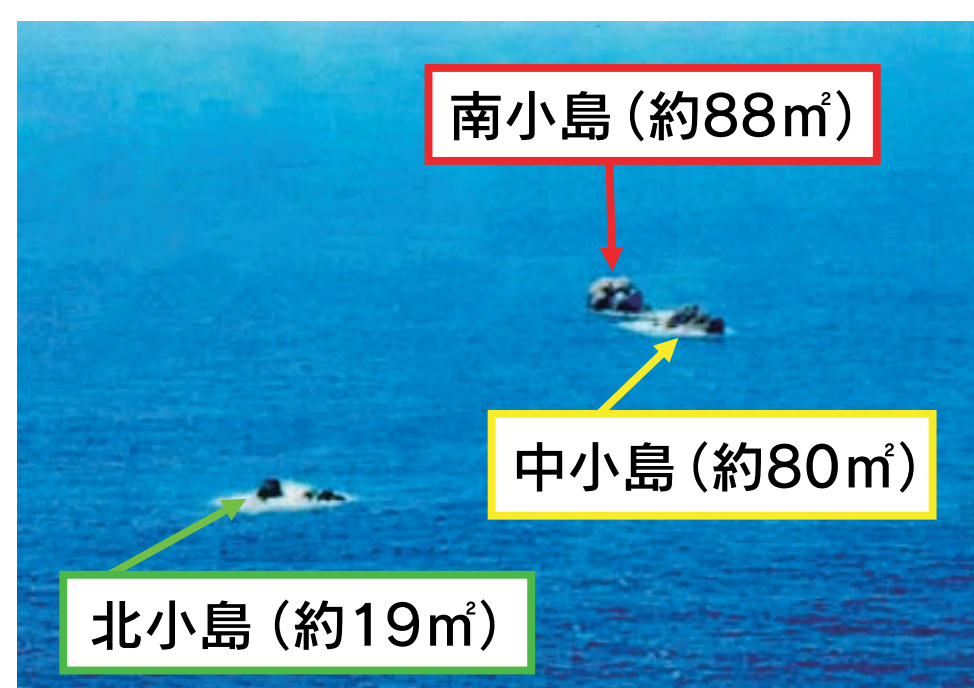
長崎県肥前鳥島沖のわが国領海内に中国漁船が侵入。海上保安部巡視船が追跡、漁船の船長を漁業法違反により現行犯逮捕。

肥前鳥島は日本の領海・排他的経済水域（EEZ）の基線となる99の島の一つ。

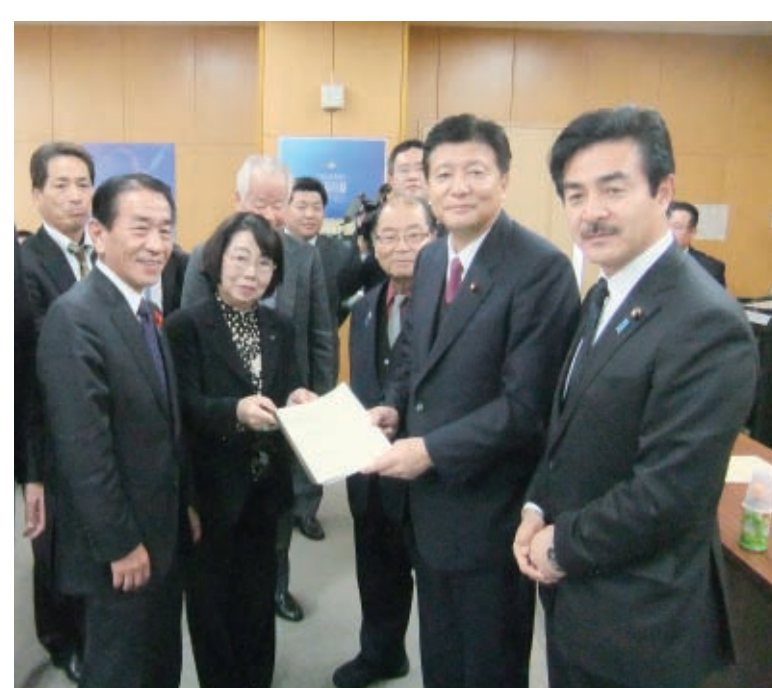
この海域周辺は日中・日韓の暫定漁業水域が存在、日本のEEZ境界線に関して、中国・韓国と主張が異なっている。

男女群島は2006年まで有人灯台が存在したが現在は無人。

2011年12月9・10日 党・領土に関する特命委員会 視察
荒天により上陸断念。中尾郁子五島市長（当時）より現況説明。



3島で構成される肥前鳥島



2011年12月26日 日本の領土を守る議員連盟 上空視察



撮影 新藤義孝 荒波かぶる肥前鳥島

洋上視察にかえて上空からの航空視察を実施。

海上保安庁の航空機により鹿児島空港から約250km、空から現地を確認。

男女群島・肥前鳥島 上陸視察 2012年



汗だくになり、女島灯台に登る 中国・韓国語で上陸を禁止する看板が

2012年7月27・28日 五島市主催

前回の視察・上陸断念がきっかけで企画。男女群島・肥前鳥島への上陸は、いずれも国会議員として初。

若者流出、定住人口減少、過疎化、高齢化に対応するための「特定国境離島保全・振興法案」、「無人国境離島管理法案」を準備中。

本視察時に肥前鳥島の名称変更を提案 ⇒ 実現。



男女群島、女島には舳先をぶつけて上陸（国会議員初）



男女群島全景 柔らかな景観の女島、荒々しい男島



肥前鳥島（北小島）に上陸（国会議員初）



この島が日本の国境と豊かな海を形成してくれる

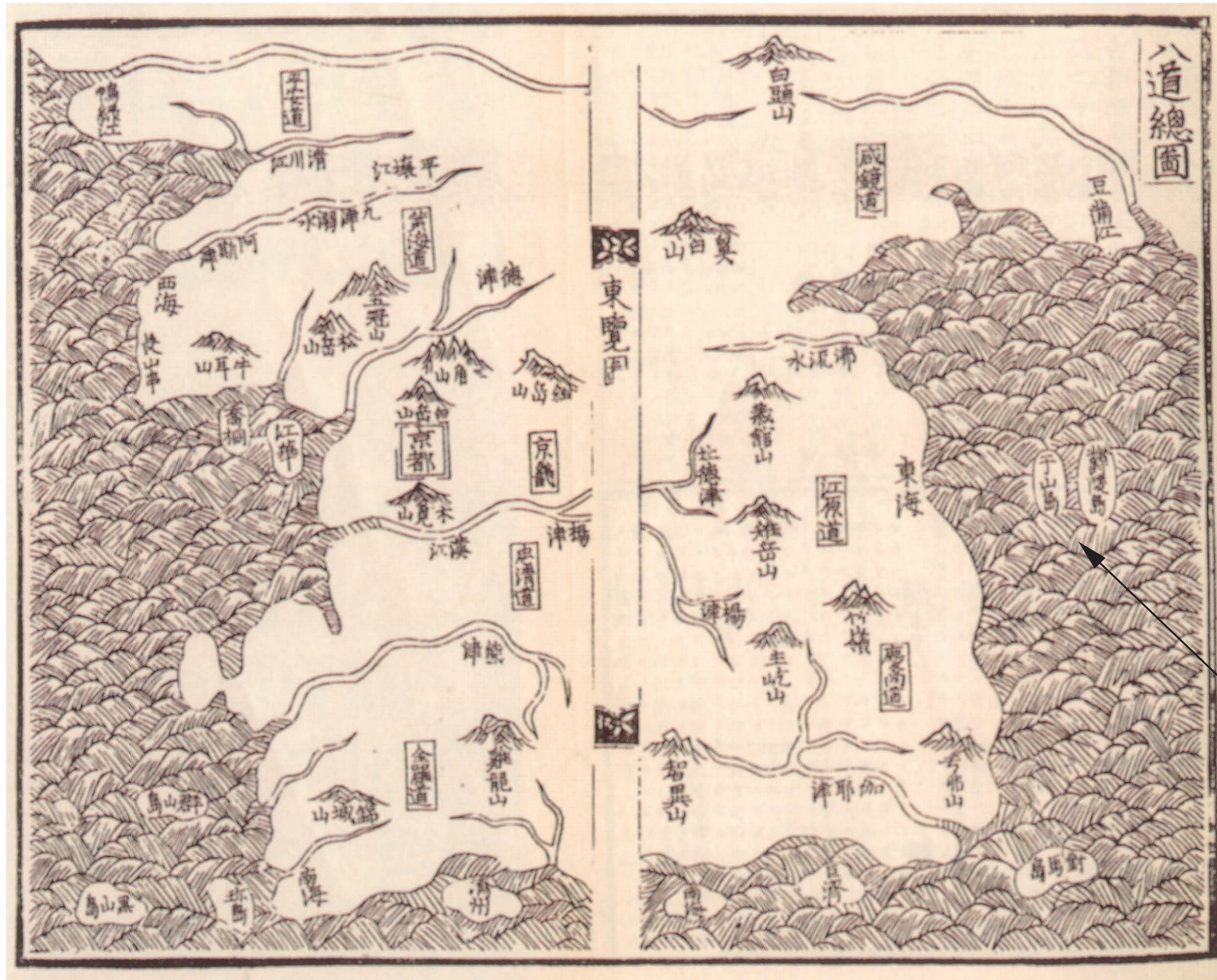


韓国・鬱陵島視察入国拒否（平成23年8月1日）



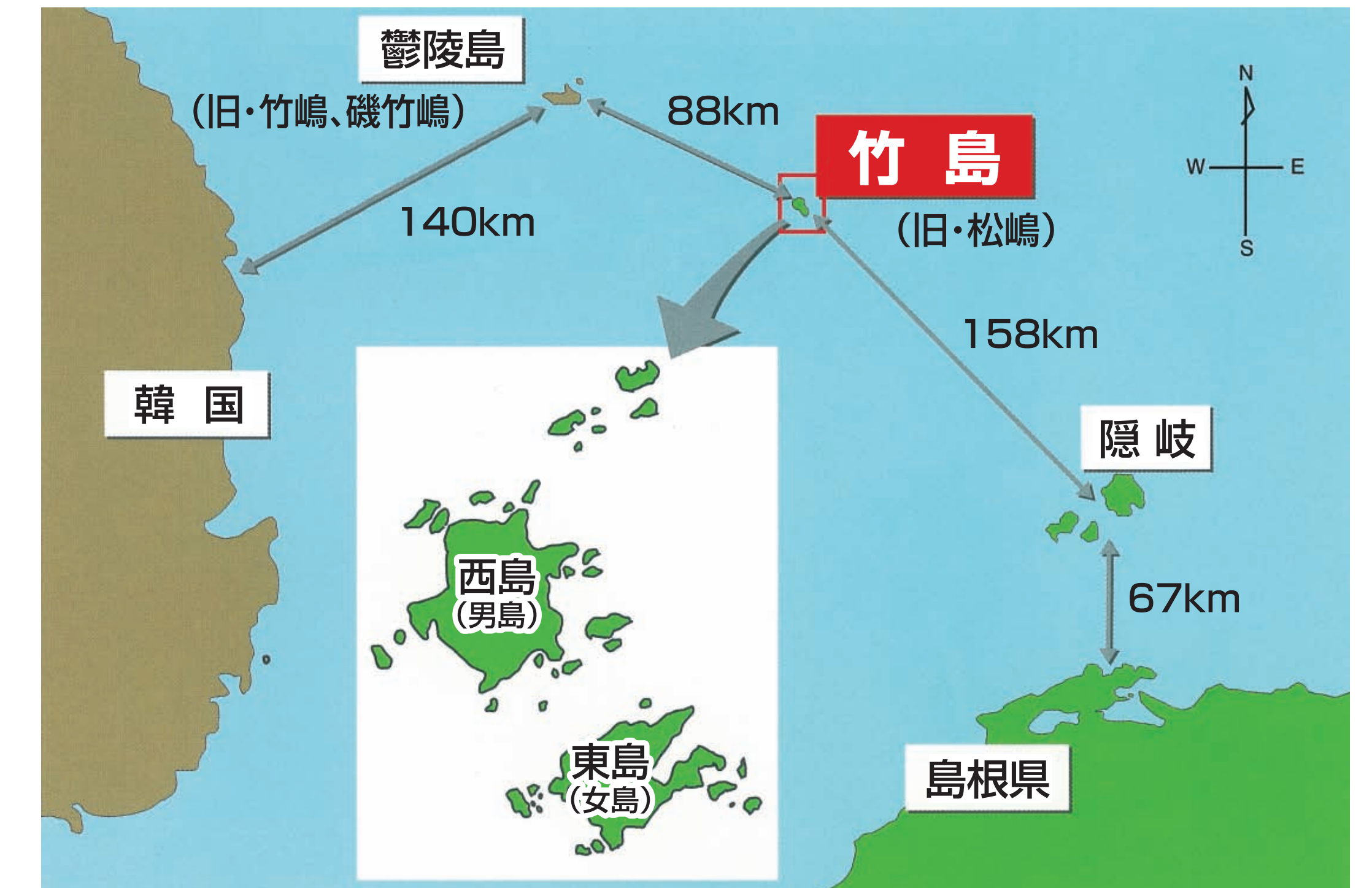
産経新聞 2011年8月2日（火）
朝刊 1ページより

1530年 李氏朝鮮 「新增東国輿地勝覧 八道総図」(朝鮮王朝作成)



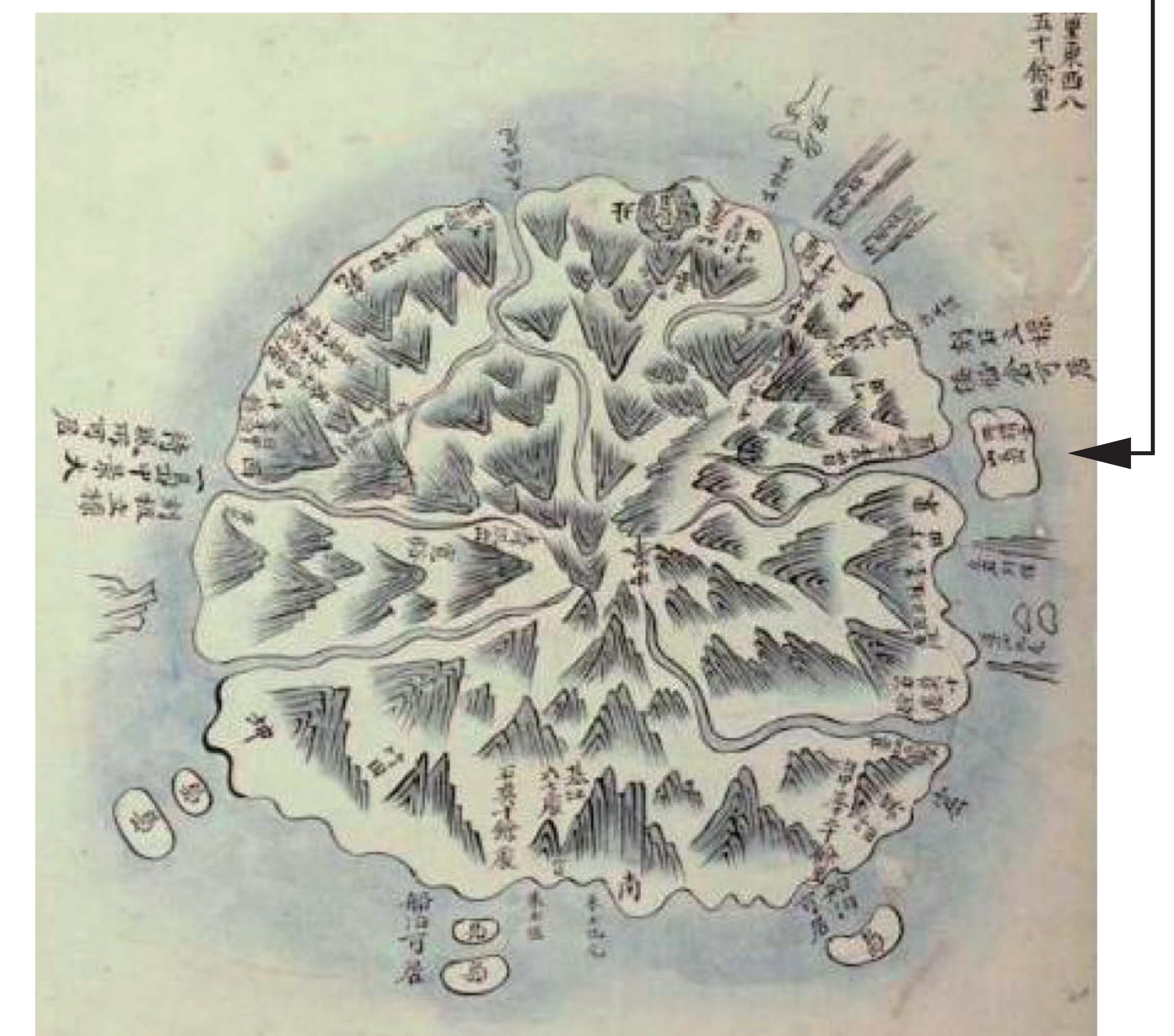
- ・ 韓国は、鬱陵島西側の「于山島」を現在の竹島（韓国名・独島）と主張。
- ・ 鬱陵島は73km²（世田谷区 58km²）より大きい、竹島は0.20km²。（日比谷公園とほぼ同じ面積）
- ・ 竹島は2つの島（東島・西島）で構成され、鬱陵島の南東88km先にある。
- ・ 于山島と竹島は、位置・面積・形状 すべて異なり、同一島でないことは明白。

鬱陵島と竹島の位置図



18世紀中期 「鬱陵島図」 ソウル大学校 奎章閣所蔵

- ・ 鬱陵島に近接して「所謂于山島」とあり
- ・ この地図の于山島は鬱陵島の北東2kmに位置する竹島（=チクトウ）を指す。



江戸時代の竹島 1696年(元禄9年)

[小谷伊兵衛より差出候竹嶋之絵図] (鳥取県立博物館蔵)

- ・ 1696 (元禄9) 年、江戸幕府の求めに応じて鳥取藩から提出された絵図の写し。
- ・ 島根半島から隠岐諸島、松嶋(現在の竹島)、そして、磯竹嶋とも呼ばれた竹嶋(現在の鬱陵島)の位置関係が正しく描かれている。
- ・ 松嶋には「船すへ場 (=船着場)」の記述と小屋の絵が見られる。

⇒竹島では、江戸幕府の許可のもと、経済的活動を営んでいたことが確認できる。



鬱陵島

竹島

隠岐島

大谷家旧蔵「竹島渡海船の船印」(葵御紋入り) (米子市立山陰歴史館所蔵)



1724年(享保9年)「竹嶋之図」 (鳥取県立博物館所蔵) ※幕府提出の絵図の写し



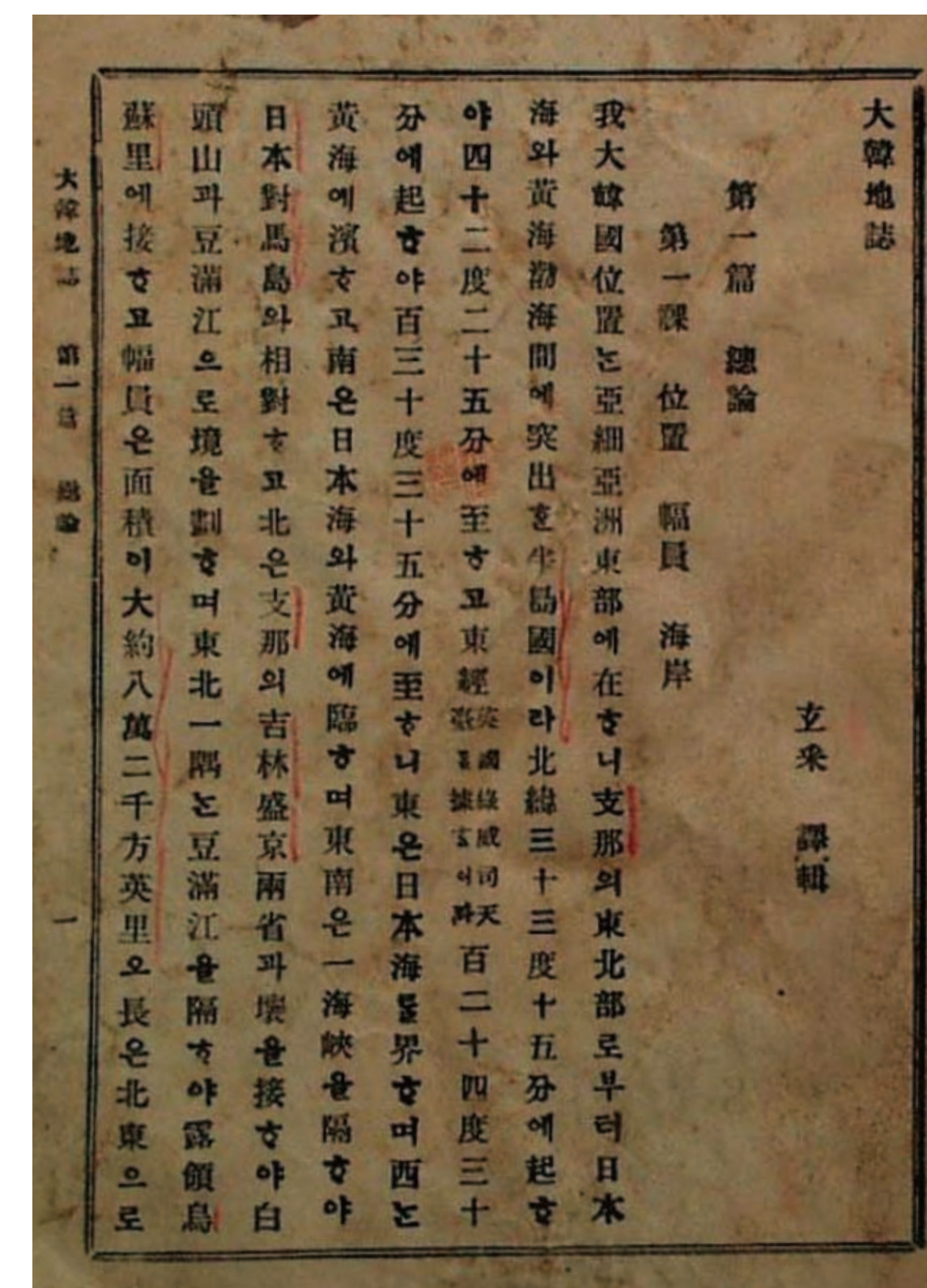
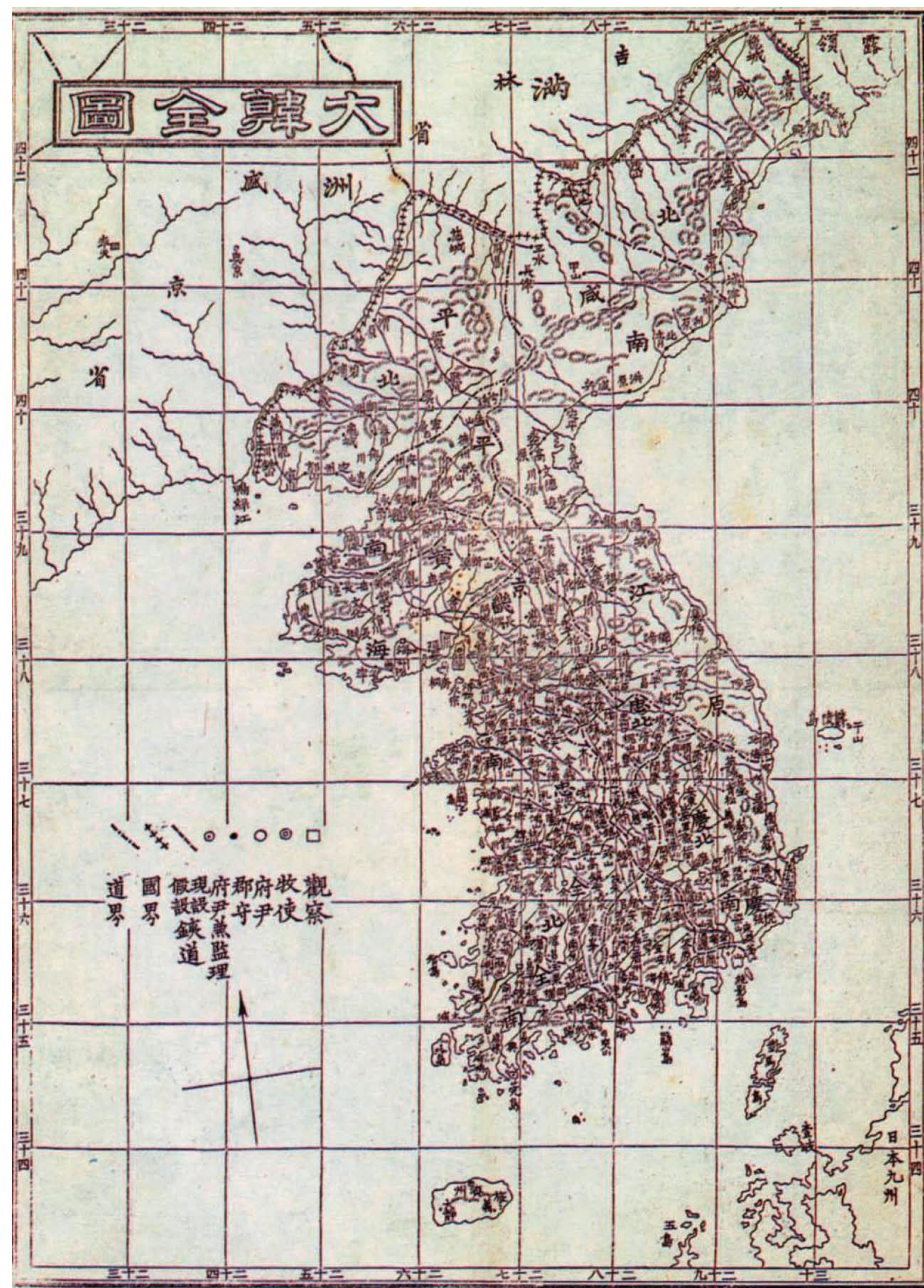
鬱陵島
(旧竹嶋)

竹島
(旧松嶋)

隠岐島



1899年 大韓帝国 地理教科書『大韓地誌』

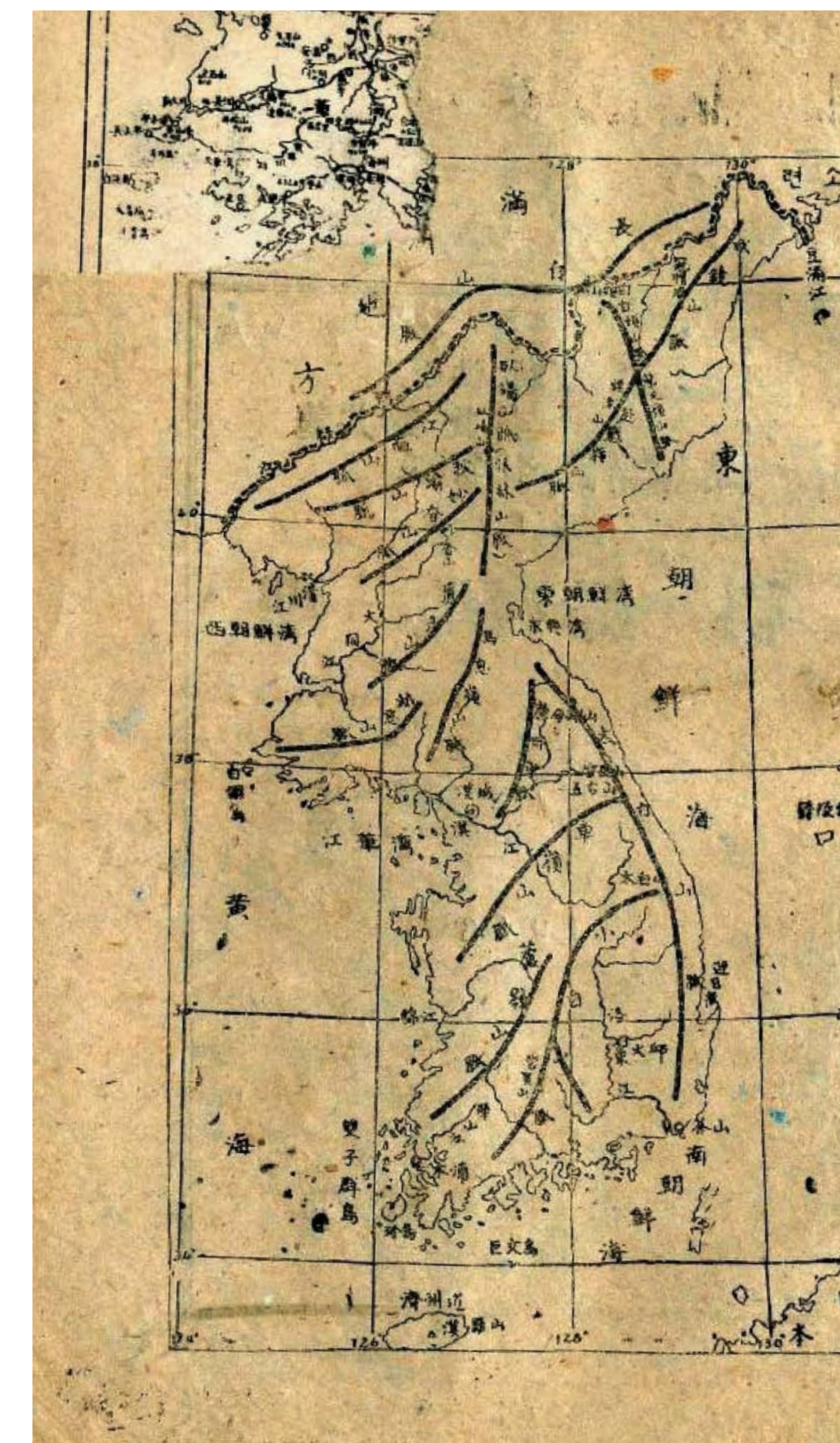


日韓併合前の大韓帝国 地理教科書 『大韓地誌』(1899年) 總論 (位置)

- ・ 歴史学者玄采が記す。
 - ・ 序は大韓帝国の学部編輯局 (= 文部省に相当) の局長 (李圭桓) が記す。
- ⇒教科書の刊行に大韓帝国が関与。

- ・ 大韓帝国の東限を **東経130度35分**と記している。
- ⇒実際の竹島の経度は**東経131度52分**。
- ⇒竹島は大韓帝国の領域に入っていない。
- ・ 「**大韓帝国は日本海と黄海に囲まれる**」と記載される。
- ⇒現在韓国側が主張している「東海」、「西海」は使用されず。

1946年 韓国 (米国軍政期) 地理教科書『朝鮮地理』



第一編 序 説

(1) 位置 緯度 東端 慶北鬱陵島東端、東經130度57分、西端 平北 蔚山、西經124度11分、南緯 濟南、南緯35度1分、北緯 北緯43度1分

主要都市の緯度比較 (北緯)

本浦	34度49分	海州	38度09分
釜山	35度06分	鎮南浦	38度44分
光州	35度09分	平壤	39度01分
蔚山	35度11分	元山	39度10分
大邱	35度49分	咸興	39度55分
大邱	36度02分	龍谷浦	39度56分
大邱	36度03分	新義州	40度06分
大邱	36度03分	清津	41度47分
大邱	36度03分	中江鐵	41度47分
大邱	36度03分	咸興	42度21分
大邱	36度03分	會亭	42度26分

各道面積人口 (1942年米統計)

道別	面積(方里)	人口
京畿道	12,820.30	12,223,56人
忠清道	7,413.38	978,420人
全羅道	8,103.44	1,637,840人
全北道	8,674.12	1,721,139人
全南道	13,887.37	2,617,535人
慶尚道	12,959.84	2,694,743人
江原道	12,304.60	2,435,665人
江陵道	16,744.42	1,665,156人
江陵道	14,929.25	1,541,420人
江陵道	28,467.95	1,893,300人
江陵道	26,262.98	1,837,600人
江陵道	31,978.48	2,054,895人
江陵道	20,343.76	1,231,824人
江陵道	220,840.30	26,561,401人

面積・人口 予り平均

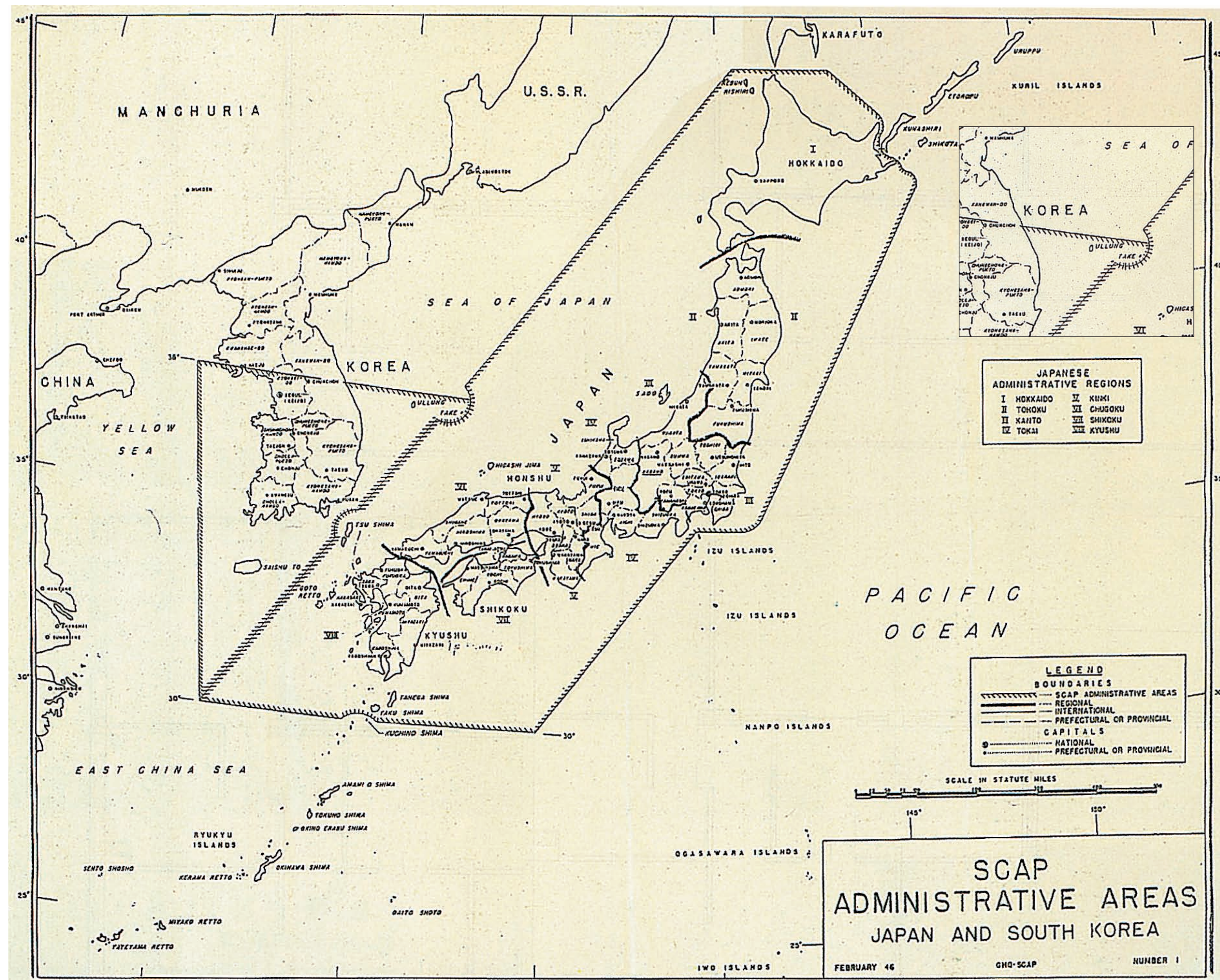
面積は 約220,840平方方里、各道別面積は 下記百分率示す外、各道に 最大道は 咸鏡南道、最小道は 平北、面積比は 道は 東

道別	面積	道別	面積
京畿	5.7	咸北	9.2
平北	12.9	平南	6.7
江原	11.4	忠北	3.3
忠清	8.6	咸北	8.6
全南	6.3	咸南	14.5

- ・ 戦後初めて刊行された**韓国の中学校の地理教科書**。
 - ・ ソウル近郊の景福中学校教諭など3名の執筆。
 - ・ 朝鮮全図が収録されているが、**東端は鬱陵島まで**。
 - ・ 竹島 (韓国名 独島) は名称、位置も記載されず。
 - ・ 韓国の東端を「**極東 慶北鬱陵島東端 東経130度57分**」とし、竹島 (**東経131度52分**) を含めていない。
 - ・ 韓国側の主張。
- 1945年9月マッカーサーラインによって、日本の漁船区域操業区域が制限され、竹島は日本の範囲外とされた。
- 1946年1月連合国総司令部の訓令677号で、竹島は暫定的に日本の行政区域から外され韓国領となった、と主張。
- ⇒しかし、その後の1946年に刊行した韓国の教科書でも、竹島は韓国領とせず。1952年4月サンフランシスコ平和条約で竹島は日本領と決着。

マッカーサーによる暫定行政区域の設定

1946(昭和21)年1月29日設定



韓国・国立中央博物館編「行ってみたいわが領土、独島」、韓国・国立中央博物館、2006年より引用

第二次大戦直後の竹島

○SCAPIN第677号(連合軍司令部覚書)

1. 1946(昭和21)年1月29日、連合軍司令部はSCAPIN(連合軍司令部覚書)第677号をもって、一部の地域に対し、日本国政府が政治上または行政上の権力を行使すること及び行使しようと企てることを暫定的に停止するよう指令しました。

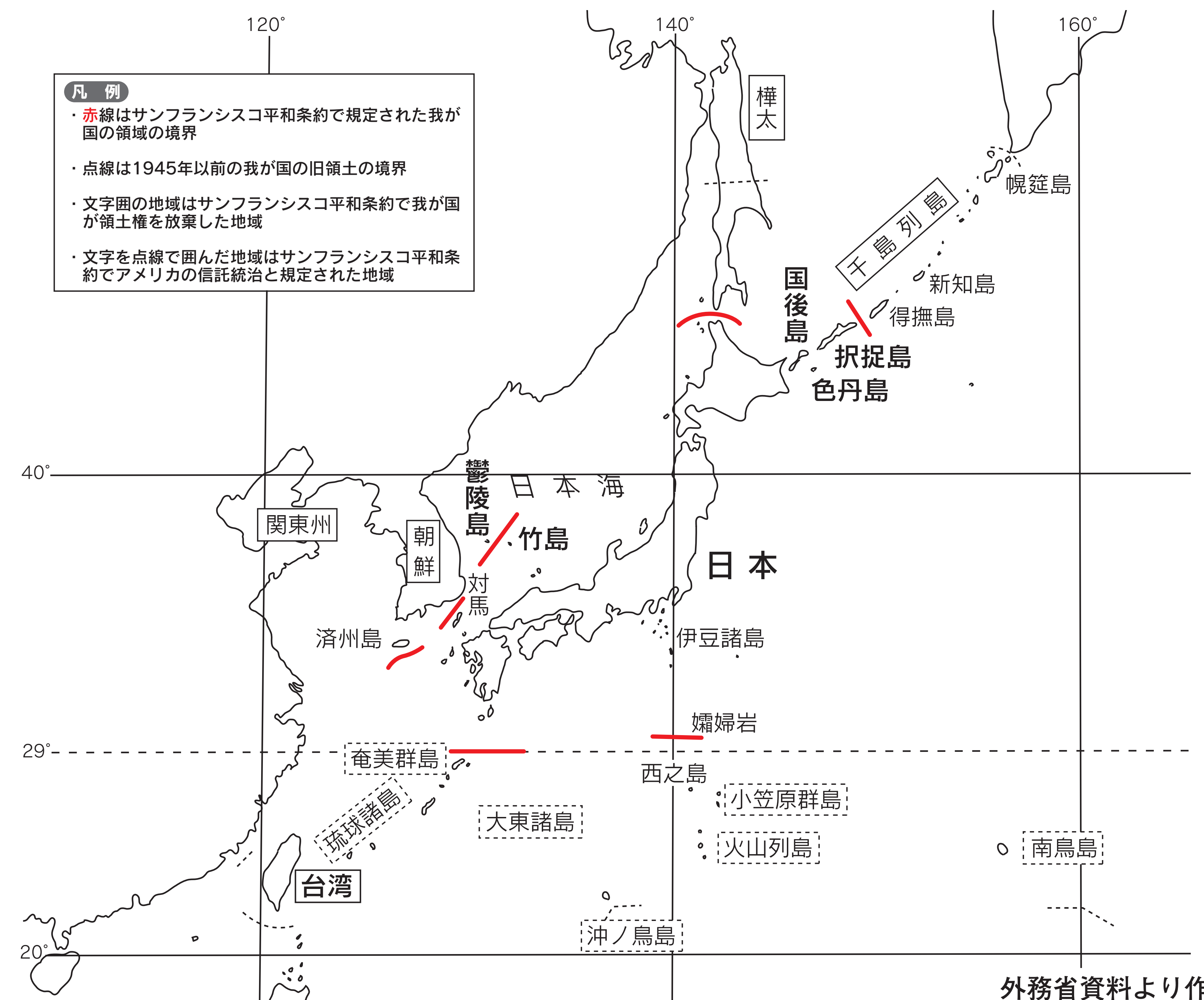
2. その第3項では、この指令において、日本の範囲に含まれる地域として、日本の四主要島嶼(北海道、本州、九州、四国)及び対馬諸島、北緯30度以北の琉球(南西)諸島(口之島を除く)を含む約1千の隣接小島嶼を含むものと規定されました。また、日本の範囲から除かれる地域として、鬱陵島や済州島、あるいは伊豆、小笠原群島等に並び竹島も列挙しました。

3. 1946年2月13日に行われた日本政府と連合軍司令部との会談で、連合軍司令部側は、SCAPIN第677号は、単なる連合軍側の行政的便宜のために設定されているに過ぎず、領土問題とは何ら関連がなく、領土問題は後日の講和会議で決定されるべき問題であると明確に回答しています。実際、後の1951(昭和26)年9月にサンフランシスコで講和会議が開催され、9月8日サンフランシスコ平和条約が署名されました。

4. 1952(昭和27)年4月28日には、サンフランシスコ平和条約の発効により、SCAPIN第677号といった行政権停止の指令等も必然的に効力を失うこととなりました。

サンフランシスコ平和条約で確定した日本の領土

1951(昭和26)年9月8日署名 1952(昭和27)年4月28日発効



外務省資料より作成

サンフランシスコ平和条約における竹島の扱い

1. 1951(昭和26)年9月8日に署名されたサンフランシスコ平和条約は、日本による朝鮮の独立承認を規定するとともに、日本が放棄すべき地域として「済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮」と規定しました。

2. この部分に関する米英両国による草案内容を承知した韓国は、同年7月19日、梁裕燦(ヤン・ユチャン)韓国駐米大使からディーン・アチソン米 국무長官宛の書簡を提出しました。その内容は、「日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島、鬱陵島、独島及び波浪島を含む日本による朝鮮の併合前に朝鮮の一部であった島々に対するすべての権利、権原及び請求権を、1945年8月9日に放棄したことを確認する。」に置き換えることを要求するというものでした。

3. この韓国側の意見書に対し、米国は、同年8月10日、ディーン・ラスク極東担当国務次官補から梁大使への書簡をもって以下のとおり回答し、韓国側の主張を明確に否定しました。

「・・・合衆国政府は、1945年8月9日の日本によるポツダム宣言受諾が同宣言で取り扱われた地域に対する日本の正式ないし最終的な主権放棄を構成するという理論を(サンフランシスコ平和)条約がとるべきだとは思わない。独島、または竹島ないしリアンクール岩として知られる島に関しては、この通常無人である岩島は、我々の情報によれば朝鮮の一部として取り扱われたことが決してなく、1905年頃から日本の島根県隠岐支庁の管轄下にある。この島は、かつて朝鮮によって領土主張がなされたとは見られない。・・・」

これらのやり取りを踏まえれば、サンフランシスコ平和条約において、竹島は我が国の領土であるということが規定されていることは明らかです。



竹島における韓国側の動き(2011年4月)⇒(2015年1月)

ヘリポート改修工事 (東島・1981年完成)

2010年8月工事入札 **完了済**
2011年3月中旬、工事着手。(3/31韓国・外交通商部報道官会見)
5月に竣工。
事業費約9億ウォン(約7000万円)。40人乗り大型ヘリが24時間発着可能に。



海洋科学基地建設計画 (西島沖合)

2011年4月13日工事入札、
4月着工、
2012年陸上で構造物組立完了。
2013年10月竣工予定。
延べ面積約2700㎡、
全高88m、海上の高さ38m
(11～15階建て相当)。
事業費430億ウォン(約33億円)
竹島北西沖合1km地点に建設。



住民宿泊所拡張工事 (西島) **完了済**

2010年4月着工済、
2011年5月竣工。
地上4階、面積373.14㎡、
高さ11.86mで従来(2階、
面積118.92㎡)の3倍規模。
最大40人が同時に居住可能。
事業費30億ウォン(約2億
3千万円)
現在、民間人の追加入居の
選抜を準備中。



製作中の独島海洋科学基地の構造物



製作中の独島海洋科学基地の構造物 全羅南道麗水の栗村団地
2012年7月23日

20人以上が居住可能。
全羅南道麗水 ^{ヨス}栗村団地 ^{ユルチョン}
にて、**構造物工事が**
2012年12月完成。
陸地での工事完了後、
2013年12月までに
竹島北西沖に設置予定。

⇒ **設置場所を
再選定中**

竹島領土侵害・攻勢強める韓国（2012）

2011年8月1日 日本国会議員入国拒否

大韓民国建国以来の措置。出入国管理法第11条1項3号を適用（※テロリスト等が対象）

8月1日以降、韓国閣僚、国会議員等、国関係者の上陸なし

8月12日 竹島での韓国領土守護特別委員会
8月14日 ハンナラ党代表による竹島訪問
8月15日 民主党代表による竹島訪問

天候不良により中止

8月10日 ファッションショー 天候不良のため島へ上陸せず
9月3日・10月15日 音楽会を企画 → 天候不良により中止

2011年10月18・19日 野田首相訪韓

竹島問題に一言も触れず
(不法占拠強化活動への抗議、新たな計画工事の中止申し入れ)

「韓日両国間の懸案はこれまで以上に、野田総理が誠意を持って積極的に臨むことを期待する。」－李明博大統領の発言

10月27日 新管理事務所の計画許可
10月28日 ファッションショー開催
11月11日 コンサート 初開催
国会議員5人が上陸
(11月8・9・10日の3日連続で日本政府が中止申し入れ)



「日本の申し入れは、対応する価値がない」韓国外交通商部コメント

2011年10月27日 竹島・新現場管理事務所の建設計画が決定

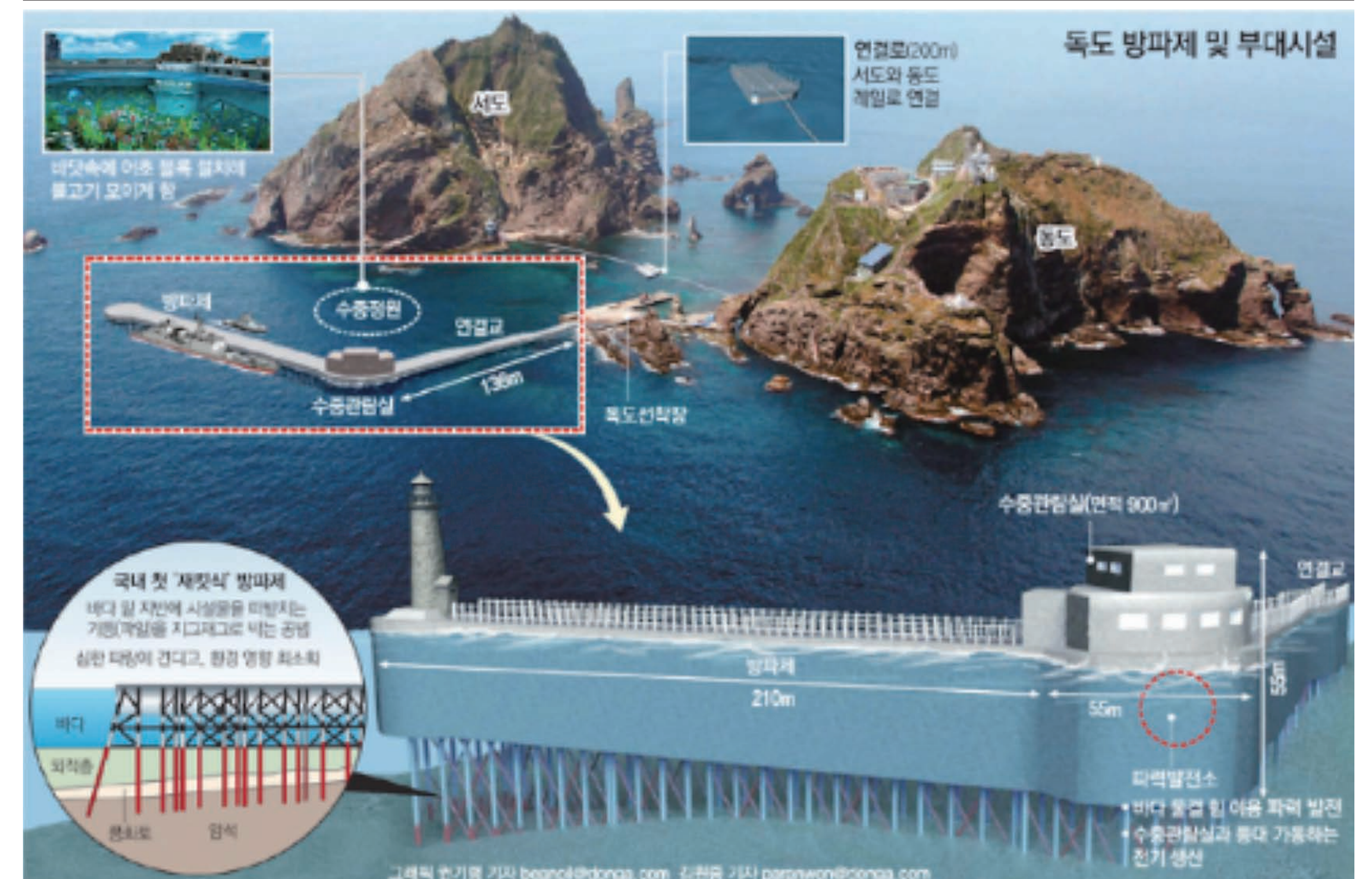
- 利用目的：観光客の安全管理のため
- 経緯：韓国文化財庁・文化財委員会は2009年6月、10月、2011年8月と3回かけて審議し、否決していた管理事務所建設について許可することで決定した。(20011年10月27日韓国側報道)
- 場所：東島埠頭付近の海上
- 規模：3階建て(1階・機械室、2階・事務室と医務室、3階・宿舍と多目的室)。延面積480㎡
- 予算：100億ウォン(約7億円)
※2011年度予算に既に計上済み



現場管理事務所予定図画像(2011年9月6日)

- 今後の予定：2012年12月実施設計完了。
2013年より工事着手、2014年に完成予定。⇒ **保留中**

2011年11月21日 竹島・新防波堤計画の実実施設計入札



- ・長さ400mの新防波堤 水中展望台 東島と西島をつなぐ連絡路 等を建設
- ・現在300トン以下の小型船 → 5,000トン級大型旅客船の接岸が可能に
- ・予算 約3,000億ウォン(約212億円)

延期中

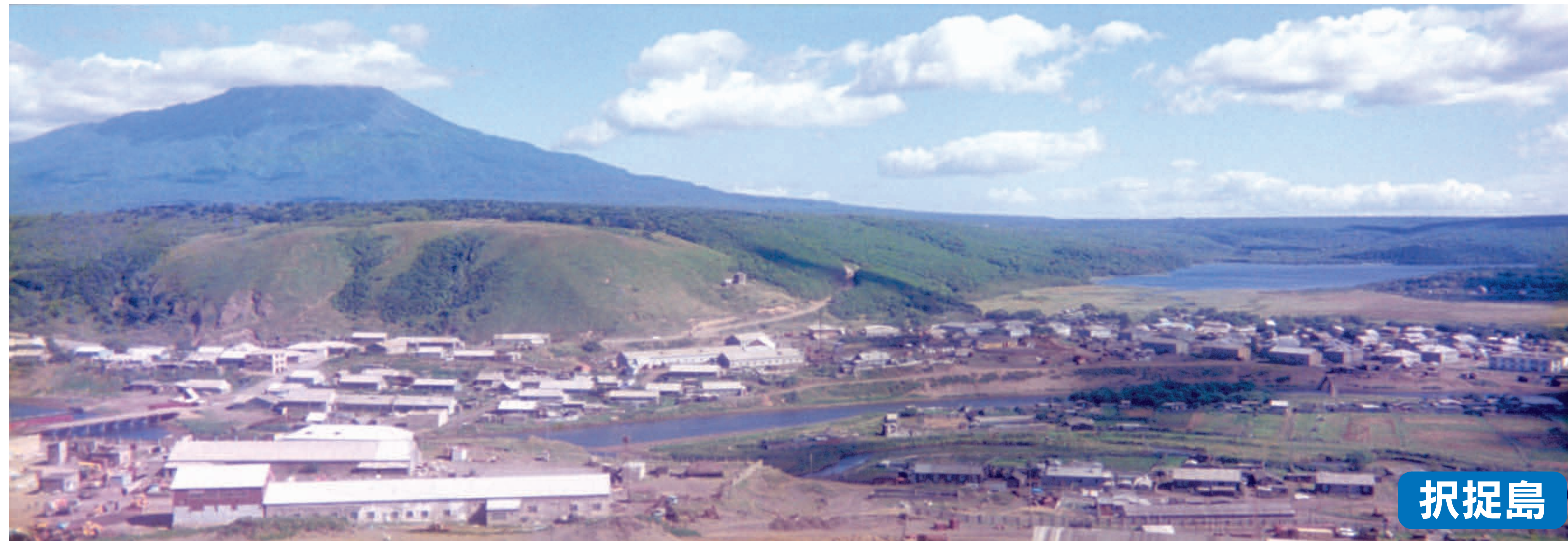
- ・2012年12月実施設計完了。2013年着工、2015年完成予定。

北方領土問題

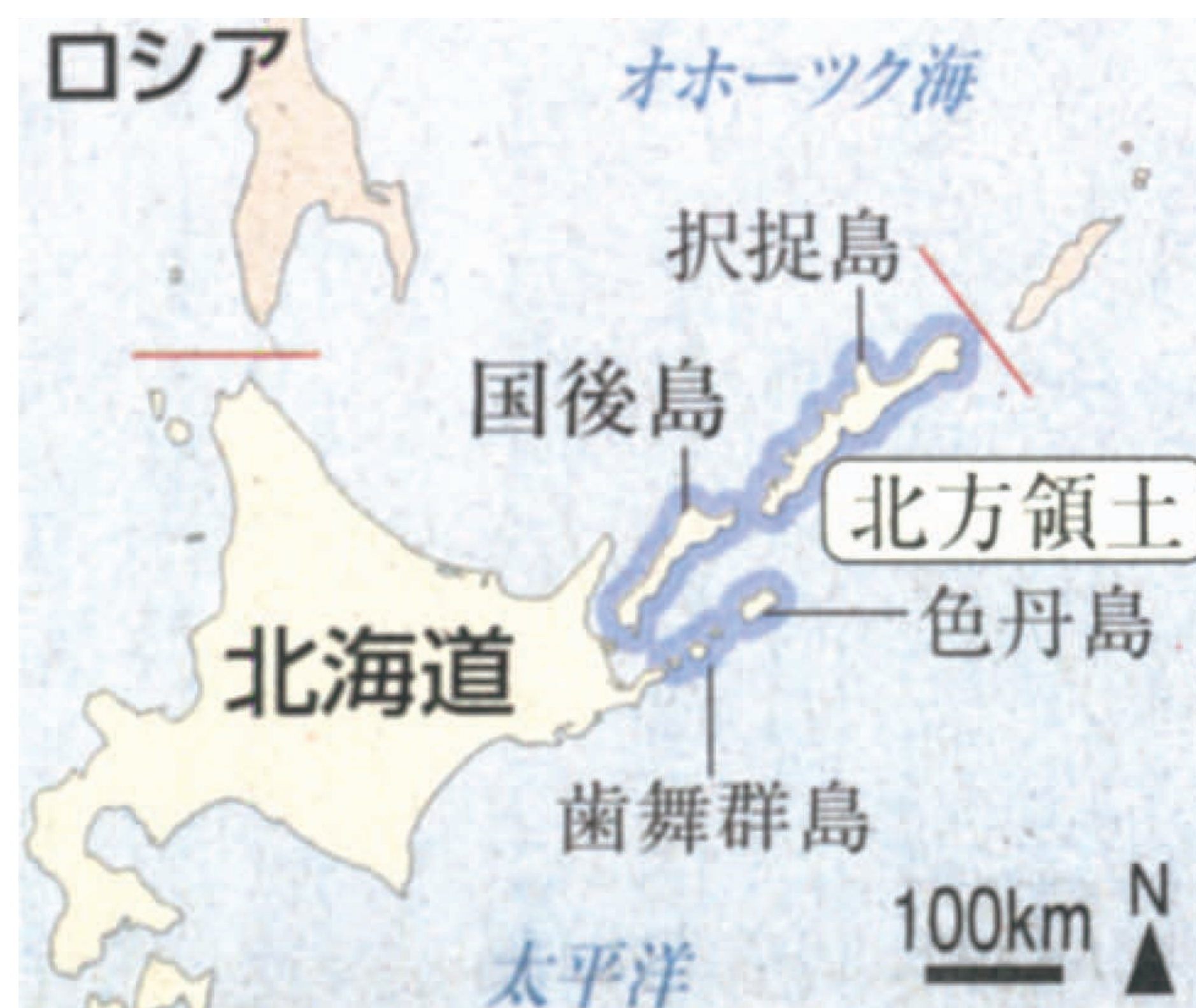
衆議院議員 新藤義孝

北方領土問題の経過

- | | |
|----------------------|---|
| 1855年
(安政 2 年) | 日口通好条約で国境は択捉島とウルップ島の間に |
| 1875年
(明治 8 年) | 樺太・千島交換条約で千島列島の全島が日本に |
| 1945年 8月
(昭和20年) | ソ連が対日参戦し北方領土を占領 |
| 1956年10月
(昭和31年) | 日ソ共同宣言に調印、国交回復。平和条約締結後に歯舞群島、色丹島を引き渡すと明記（鳩山・ブルガーニン） |
| 1993年10月
(平成 5 年) | 【東京宣言】北方四島の帰属問題を解決し、平和条約を締結する方針を確認（細川・エリツイン） |
| 1998年 4月
(平成10年) | 【川奈会談】橋本首相は「択捉島の北に国境線を引く一方、当面はロシアに四島の施政権を認める」と提案、エリツイン大統領は「興味深い案だ」と真剣な検討を約束する。→退陣 |
| 2009年11月
(平成21年) | 北方領土はロシアが不法占拠しているとの答弁書を日本政府が閣議決定 |
| 2010年 7月
(平成22年) | ロシアが事実上の「対日戦勝記念日」制定 |
| 11月 | メドベージェフ大統領が国後島を訪問 |
| 2013年 4月
(平成25年) | 安倍総理のロシア訪問
平和条約交渉加速化で一致 |



択捉島



(写真・新藤義孝) 1997年9月 ビザなし交流にて択捉島を訪問

歴史的経緯

1945年8月9日、ソ連は41年に署名され当時有効だった日ソ中立条約を無視し、対日参戦した。ソ連軍は終戦後の8月18日、千島列島への攻撃を開始。28日に^{えとろふ}択捉島、9月1日から4日に^{くなしり}国後島、^{しこたん}色丹島、^{はほまい}歯舞群島をそれぞれ武装解除し、5日までに北方四島(北方領土)を占領した。サンフランシスコ平和条約で日本は千島列島を放棄したが、北方領土は含まれていない。北方領土には終戦時約1万7300人の日本人が居住していた。四島の総面積は約5千平方キロで福岡県とほぼ同じ。



ロシア、国後・択捉に軍事拠点 …大統領が承認へ＜読売新聞＞

【モスクワ＝寺口亮一】ロシア国防省は11日、北方領土に駐留する部隊の増強計画案を近く国家指導部に提出する方針を明らかにした。

大統領が承認する見通しだ。国後、択捉の両島に新たに2か所の軍事拠点を構築し、移動式対艦ミサイルシステムなど最新鋭兵器を配備する内容で、ロシアは北方領土の軍事要塞化に踏み出すことになる。

インターファクス通信によると、ロシア軍のニコライ・マカロフ参謀総長は、今年後半にも軍備増強に着手するとし、「2014年か15年までに駐留部隊は近代兵器を装備した全く新たなものに変貌（へんぼう）し、戦闘能力は数倍向上する」と言明した。

北方領土には、移動式対艦ミサイルシステム「バスチオン」や、「上陸部隊」を想定した防空ミサイルシステム、対戦車攻撃ヘリが配備されるという。一方、約3500人とされる駐留兵士は増員しない方針だ。

（2011年5月11日21時15分 読売新聞 電子版）

「日露間の平和条約不要」
露副首相、北方領土再訪も明言

【シンガポール＝青木伸行】ロシアのイワノフ副首相は5日、アジア安全保障会議での演説に続く質疑で、いわゆる「平和条約不要論」に言及するとともに北方領土の再訪問を明言した。北方領土問題で日本は、四島の帰属問題を解決し平和条約を締結するとの立場をとっている。しかし、イワノフ氏は「平和条約がなくとも（日本との）関係を継続することができると指摘した。

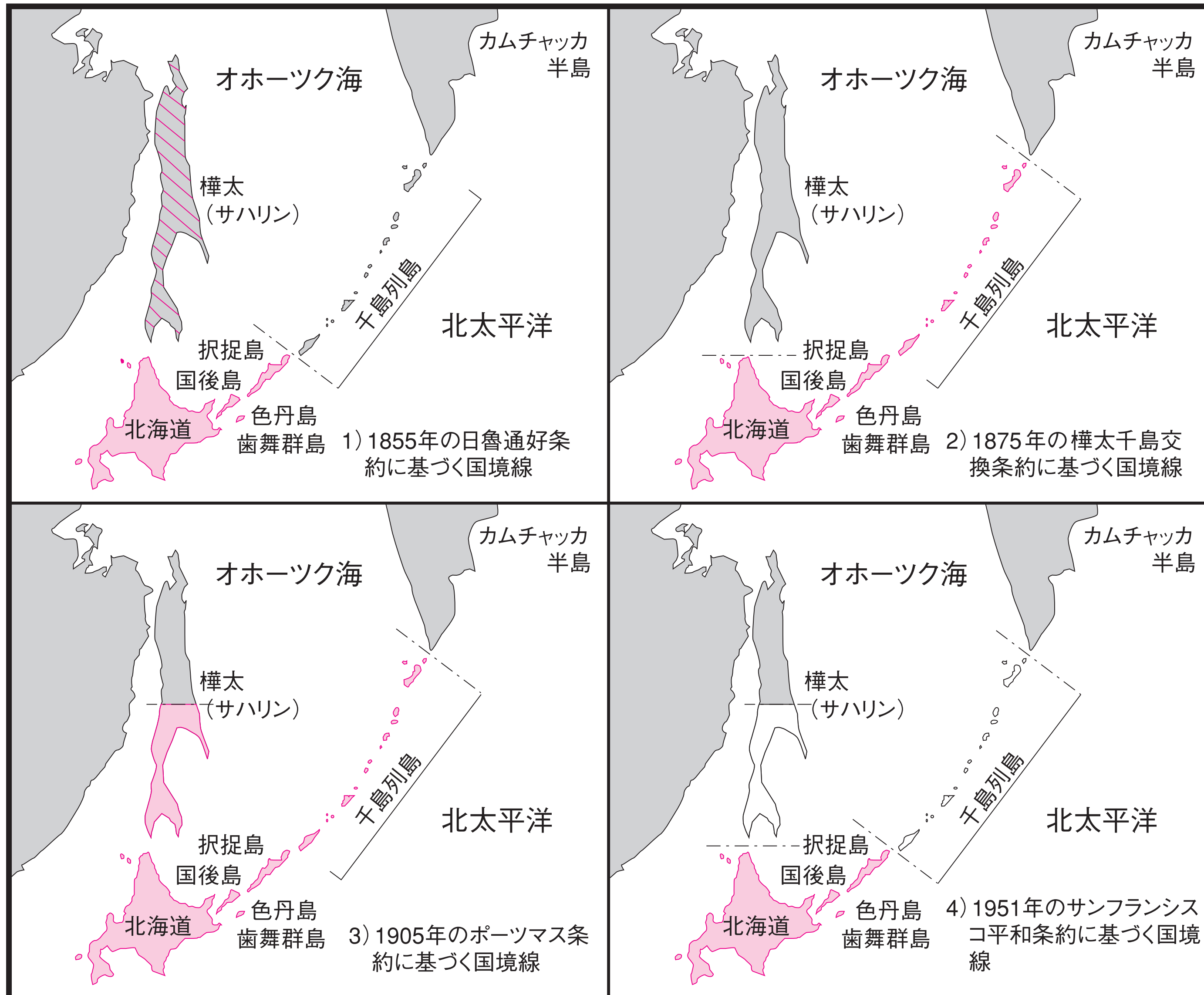
その理由として、貿易が拡大し、日本の主要企業がロシアに投資、ロシアは東

見を聞きたい。尖閣をどうするか、竹島をどうするか。これらの問題も折半論で解決するの。最近入ってくる情報では、日本の対露・対中外交の現状に東南アジア諸国・モンゴルなどの国々が失望しているという。日本は、露中に対して歴史の正義を求めていくべし。国家にとって、領土・領海、領空の確立は国家存立の座標軸であり、その基礎を軽しく動かすはアジア諸国のみならず、米欧をはじめとする全世界に軽蔑されることになる。日本人はそんな日本を望まないはずである。

かつて英国の老政治家は、この世に永遠の友も永遠の敵もないと言った。国際情勢は動くのだ。今後のロシア、中国、欧米・ロシア関係など世界は動いて行く。焦らず、慌てず、諦めず」。日本はじっくりと腰を落すべきだ。今は忍耐と我慢の時代である。

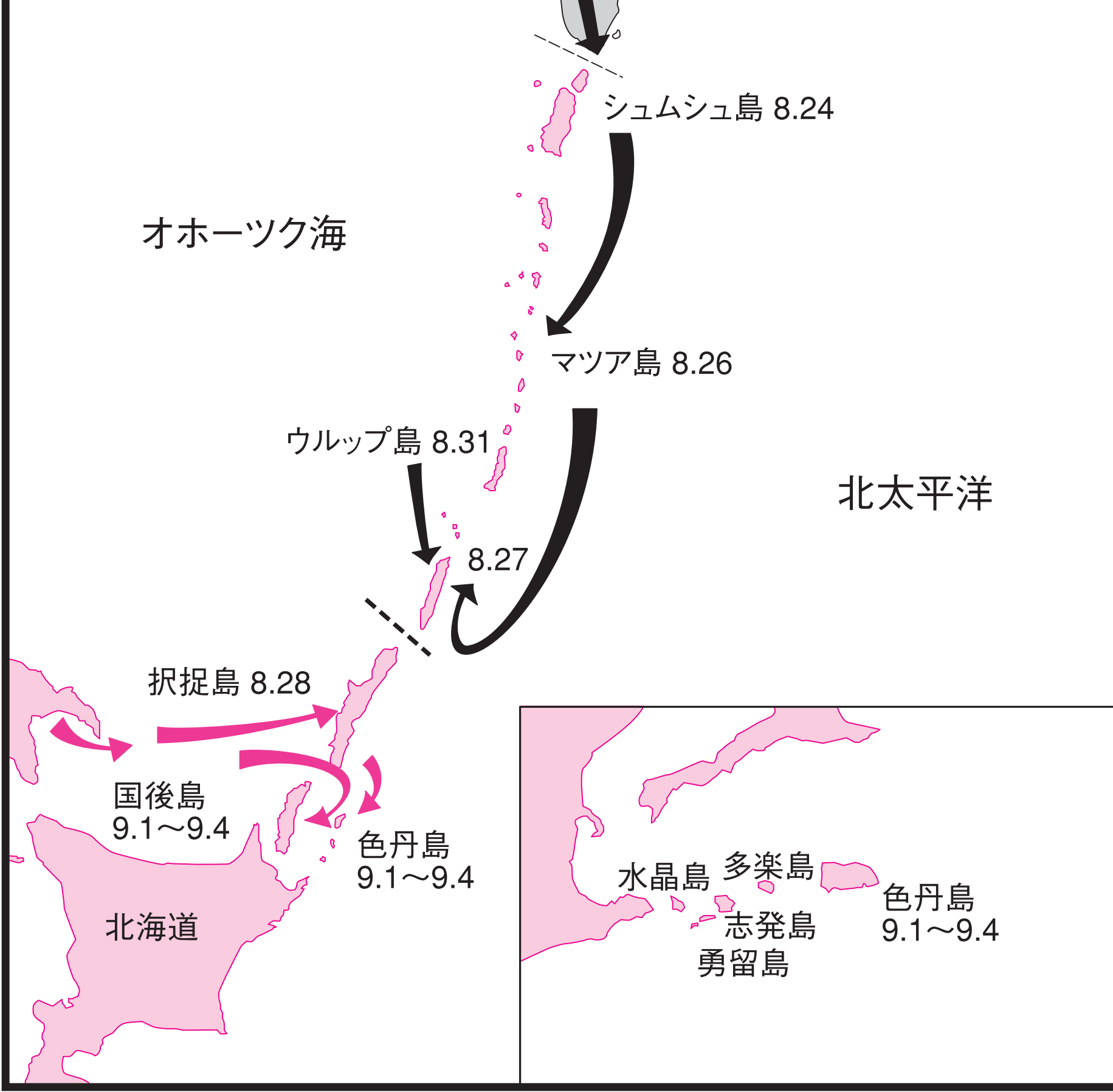
読売新聞 2011年6月6日 朝刊 9ページより

われらの北方領土 2013年版より



▲過去の両国間で締結された重要な条約に照らして、北方領土がサンフランシスコ平和条約で日本が放棄した千島列島に含まれないのは明白。

▶1945年8月9日、ソ連は1941年に署名され当時有効であった中立条約を無視して対日参戦した。ソ連軍は、8月18日より千島列島への攻撃を開始し、同24日シュムシュ島、同26日マツア島、同31日ウルップ島、同28日択捉島、9月1日から4日の間に国後島、色丹島及び歯舞群島をそれぞれ武装解除し、遅くとも9月5日までに千島列島のみならず、北方領土をも占領したとされる。



■新藤義孝の解説
択捉、国後、色丹、歯舞群島の北方四島は、日露両国が1855年（安政元年）に初めて調印した日口通好条約でロシア側も認めた日本固有の領土だ。ソ連はそれを第二次大戦後の混乱に乗じて略奪した。以来、70年にわたりソ連・ロシアが不法占拠している。
ロシア側は「日本が戦争を起こした罰だ」と居座りを正当化するが、日本がソ連に宣戦布告した事実はない。当時有効だった日ソ中立条約を破り日本に侵攻したのはソ連の方なのだ。

論点



丹波 実氏

元駐ロシア大使。外務省ソ連課長、条約局長、外務審議官などを歴任。73歳。

親、75年の樺太千島交換の2条約は、4島が18島の千島列島に含まれないと明記している。日本はサンフランシスコ平和条約で千島列島を放棄したが、この中に4島は入っていない。当時のソ連はこの

した。橋本首相との97年のクラスノヤルスク会談、翌年の川奈会談を通じて、2000年までに「東京宣言」に基づき平和条約締結に全力をあげると合意した。筆者はこの時、外務審議官という首相の外

「プーチン氏は05年9月「クリル4島（北方領土）」にロシアは主権を持つ。これは第2次大戦の結果で、交渉の余地はない」と宣言した。メドベージェフ氏の国後訪問はこの対日姿勢の延長線上にあり、何ら驚くべきことではない。

日米関係の悪化、尖閣諸島をめぐる対中外交、ロシアの内政状況

北方領土交渉

平和条約の当事者でもなく、4島はおろか、条約論的に言えば千島列島・南樺太の保有についてすら国際法上の根拠はまったくない。エリツィン大統領は1993年の訪日の際、上記の歴史的、法的事実、「法と正義」に立脚して4島の帰属問題を解決し、平和条約を締結するとの歴史的合意に署名

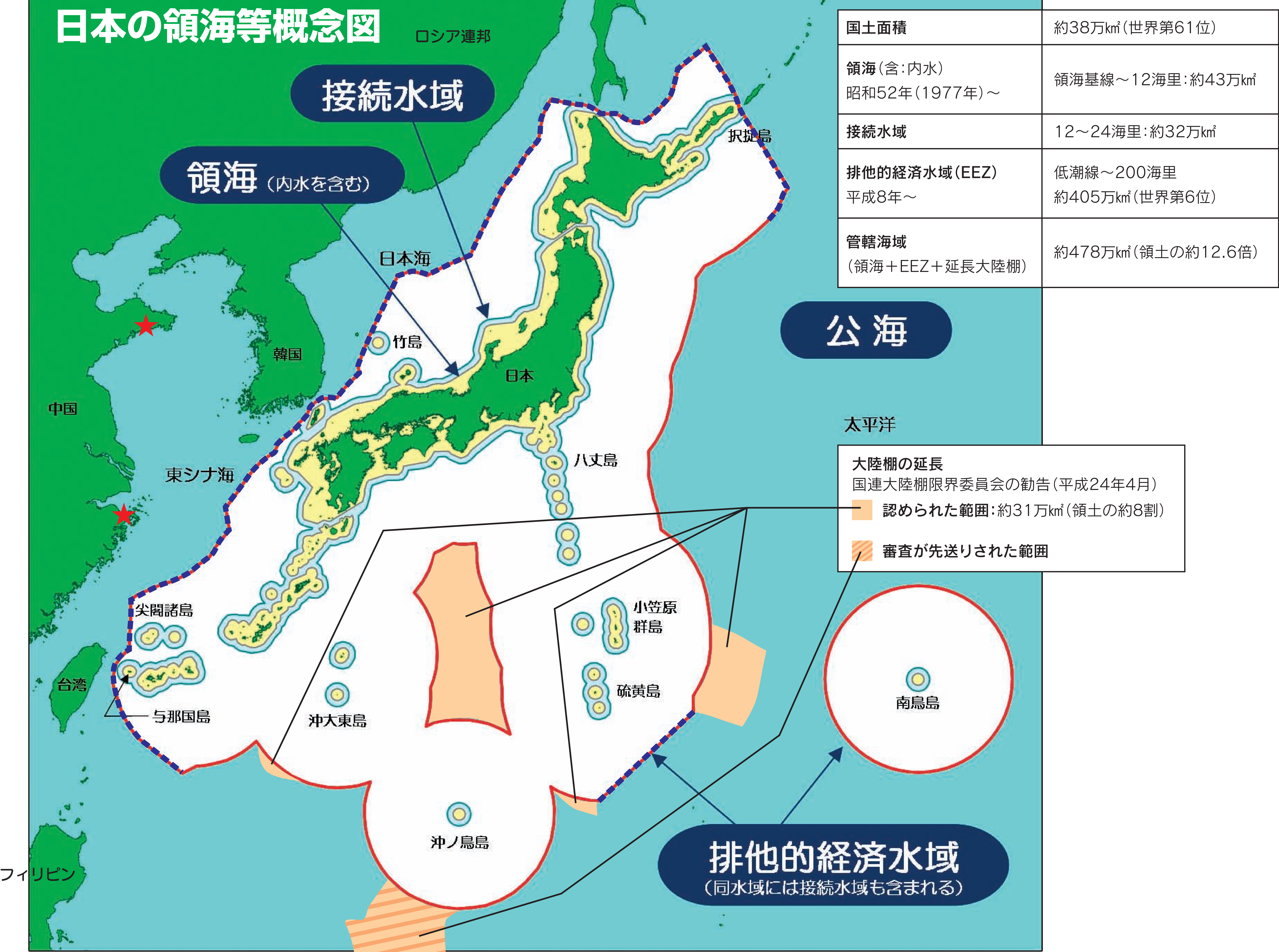
交補佐官として「山が動く」のを目の当たりにした。しかし、山は動かなかった。理由は三つ。橋本首相の引退、エリツィン氏の健康悪化、ロシアの金融破綻である。プーチン時代、メドベージェフ・プーチン時代になると、石油・ガス資源を背景に、ロシアは内外で権威主義化、大国主義化した。

も背景にあることは否定しない。しかし、重要なのは、この時代を通じて、日本が4島返還を求めるのは歴史を通じて正義を実現するためであることを忘れ、2島返還論、2・5島論、3・5島論、面積折半論、2+αなど、バナナのたき売りのような外交をやってきたことである。こういう人たちの意

今後はロシア、中国、欧米・ロシア関係など世界は動いて行く。焦らず、慌てず、諦めず」。日本はじっくりと腰を落すべきだ。今は忍耐と我慢の時代である。

読売新聞 2011年5月24日 朝刊 12ページより

日本の領海等概念図



日本の明るい未来☆海は資源の宝庫！

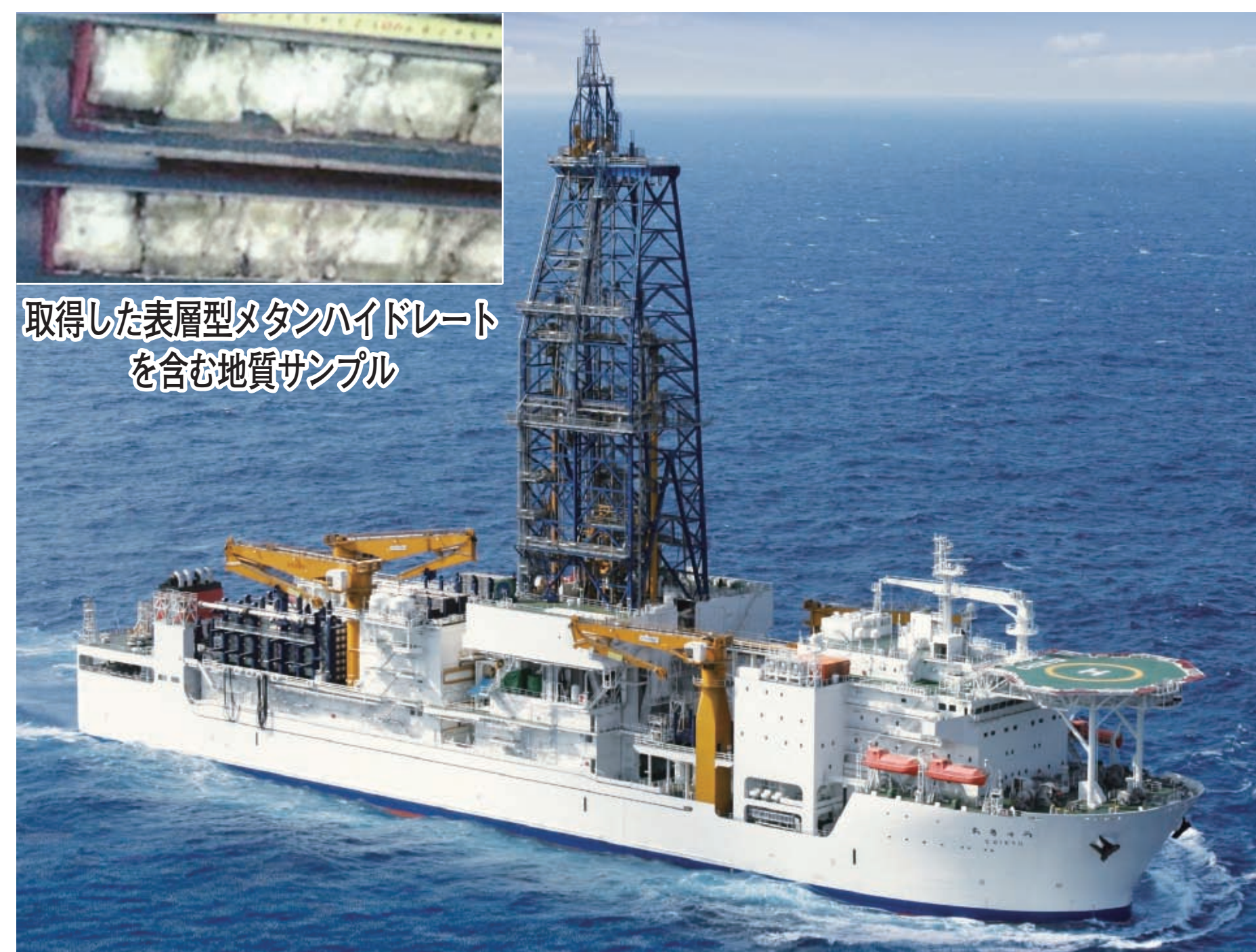
－資源小国から海洋資源大国への道－

「メタンハイドレート」は94年分、120兆円相当が日本近海に埋蔵？

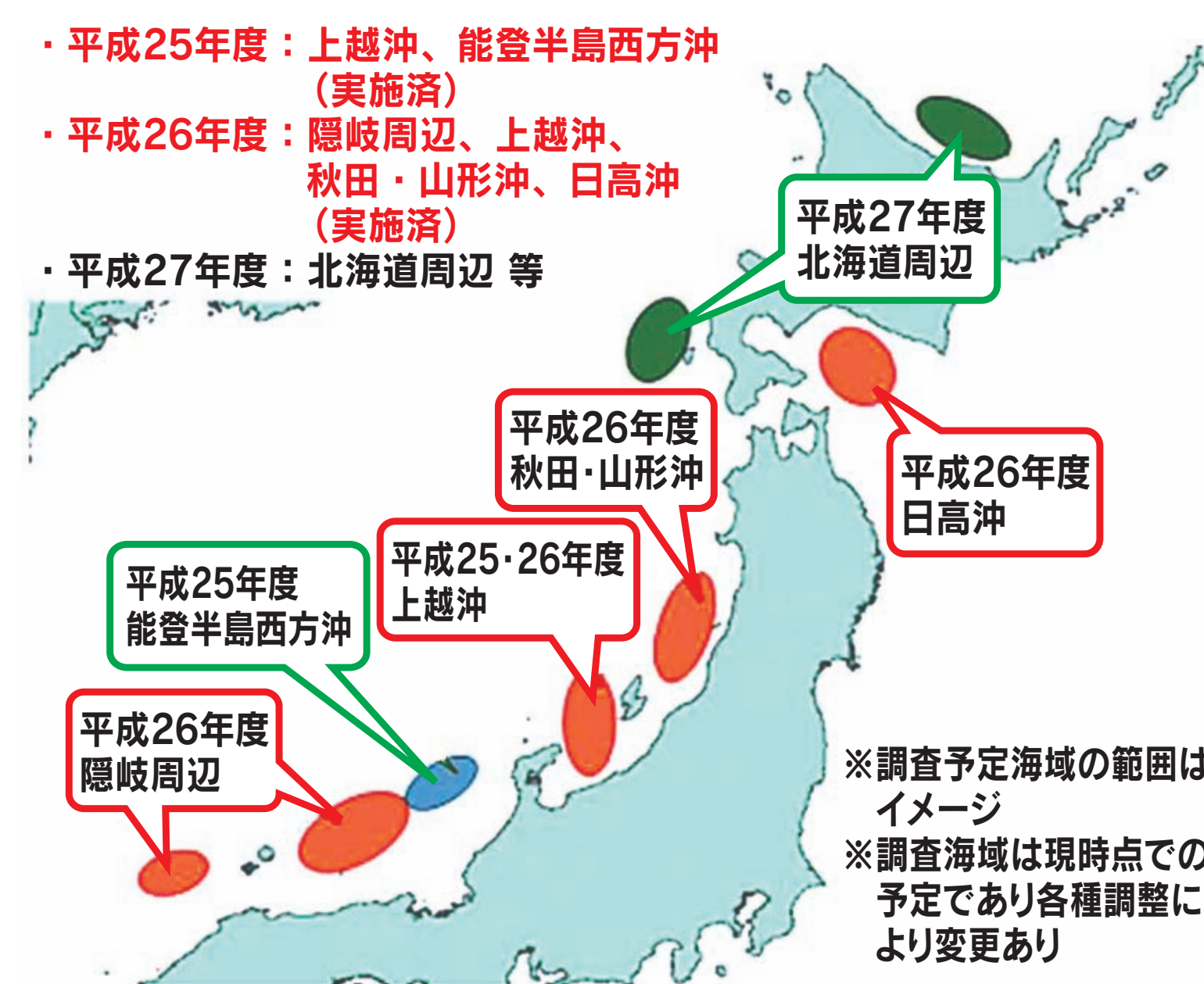
○メタンハイドレートは、メタンガスと水が高圧・低温で結合した氷状の物質で「燃える氷」とも呼ばれる。固体で存在し、従来の石油・天然ガスとは異なり、井戸を掘っても自噴しないため、新たな生産技術が必要。

- 2007～8年、カナダにて陸上産出試験で減圧法による世界初の連続生産に成功。
 - 砂層型メタンハイドレートは、2013年3月、第二渥美海丘において、地球深部探査船「ちきゅう」を活用し、海洋においては世界初となる減圧法によるガス生産実験を実施。
 - 表層型メタンハイドレートは、2013年度から広域調査等を実施し、表層型メタンハイドレートが存在する可能性のある地質構造が存在することを確認。
- 2014年度の調査では、掘削によりメタンハイドレートを含む地質サンプルを取得。

「ちきゅう」を使ったメタンハイドレート海洋産出試験



地球深部探査船「ちきゅう」



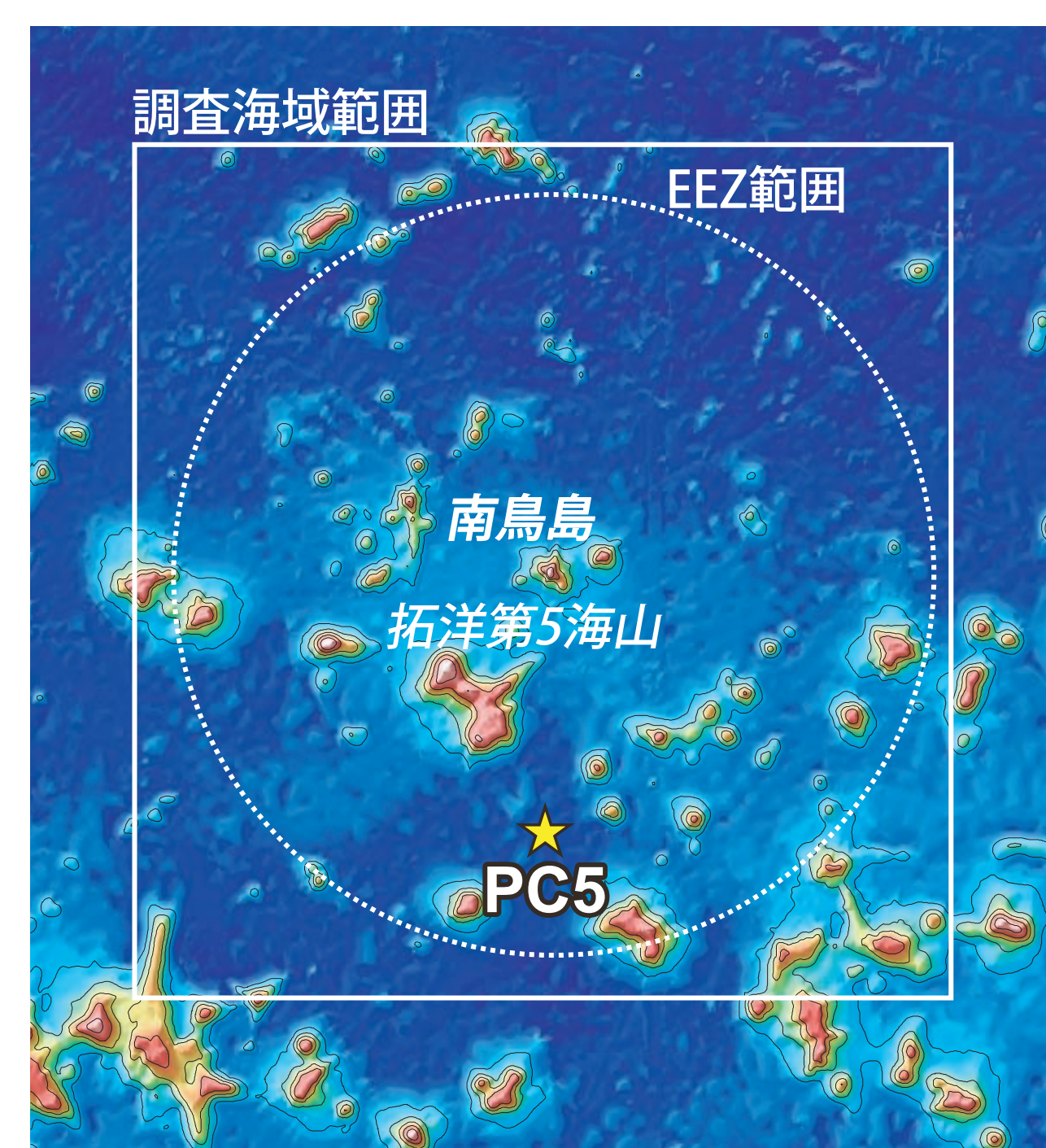
表層型メタンハイドレート調査海域

太平洋に陸の800倍のレアアース鉱床発見（南鳥島周辺EEZ内）

- 2011年7月、東京大学チームが太平洋の水深3500～6千メートル付近でレアアースの鉱床を発見。
- 埋蔵量は世界の陸上埋蔵量の800倍？
- 2014年より3か年を目処に賦存状況を調査し、開発可能性を総合評価。

国内の石油・天然ガス田開発も

- 日本を取り囲むように、石油・天然ガスが存在する可能性のある有望海域が。
- 政府は1961年度（昭和36年）より基礎調査。
- 2008年3月から三次元物理探査船「資源」によりデータ収集中。
- 2013年度に新潟県佐渡南西沖において試掘を実施。



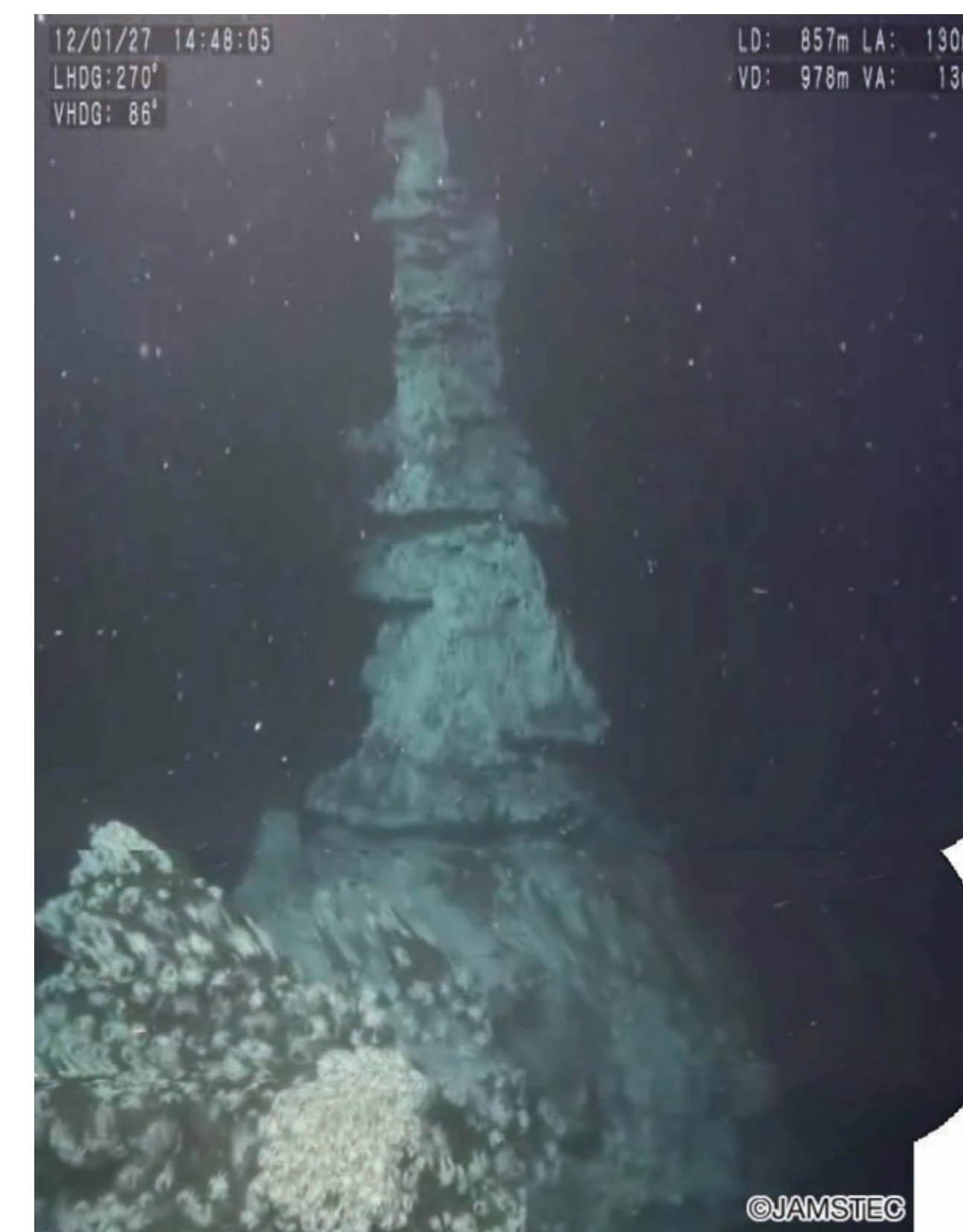
南鳥島付近のレアアース泥調査海域図（東京大学 加藤泰浩教授 資料より）

資源エネルギー庁、石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）、海洋研究開発機構（JAMSTEC）、東京大学 加藤泰浩教授、日本プロジェクト協議会資料より

「海底熱水鉱床」は80兆円の宝の山？

○海底熱水鉱床 「海底下に浸透した海水が地下深部でマグマに熱せられ、地球のマントルに含まれる元素を海底に噴出（海底温泉）し、海水で冷却された重金属が沈殿した多金属・硫化物鉱床」

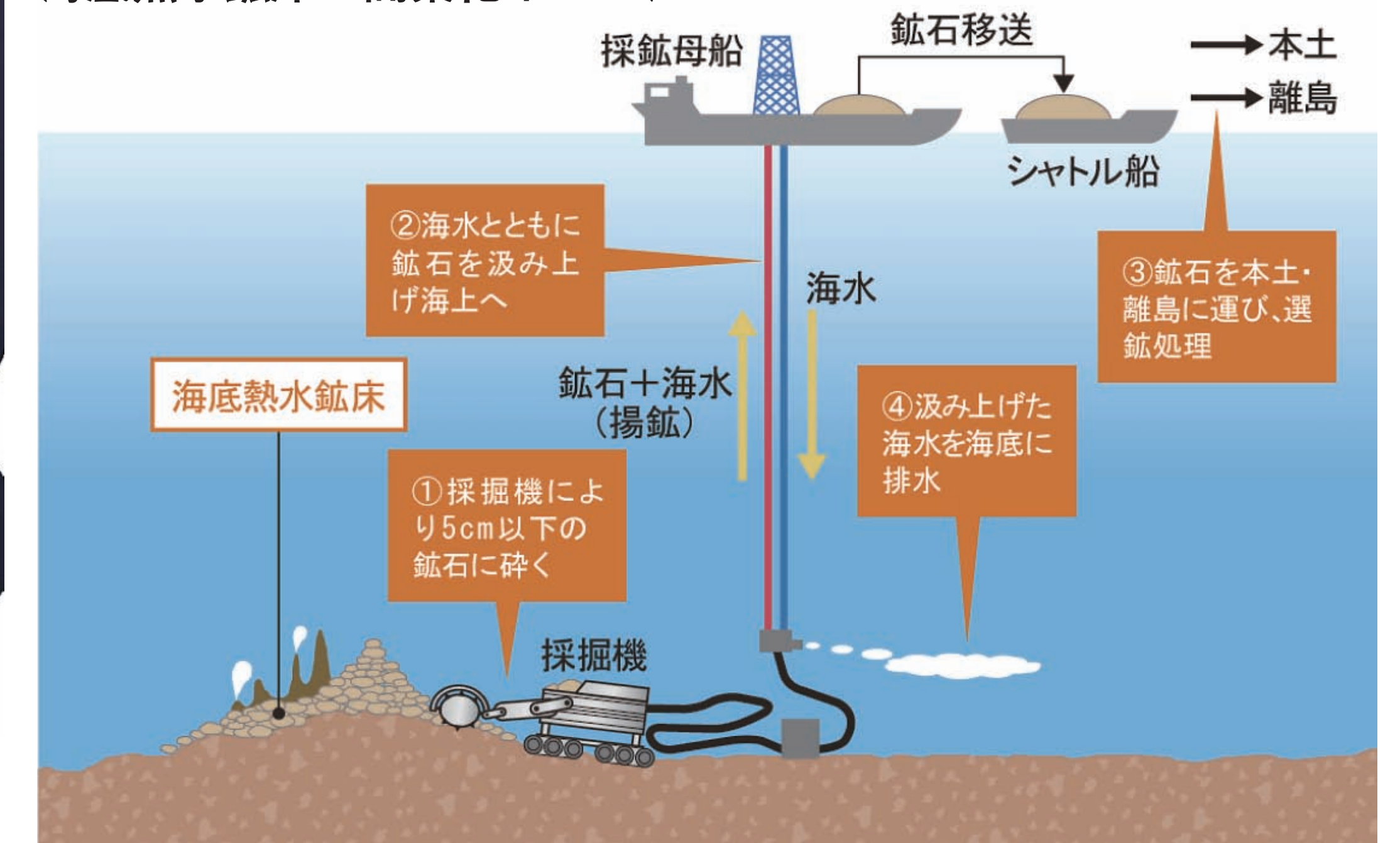
- 銅、亜鉛、マンガン、金、銀等の貴金属やレアメタルが豊富に含まれる。
- 2014年度、沖縄本島北西沖、久米島沖に2つの有望な海底熱水鉱床を発見。
- 2010年、探査船「ちきゅう」が沖縄本島の北西、水深1千メートル下の地層中に巨大な熱水湖（水温300度）を発見。 →熱水湖には世界最大級の黒鉛鉱床が。



海底に開けた穴から噴出した熱水中の鉱物が冷やされてできた11mのチムニー

→「ちきゅう」は1千メートル下の海底に、人工的にチムニー（海底煙突）をつくり、1年程で高さ11メートルに成長させることに成功。

海底熱水鉱床の商業化イメージ



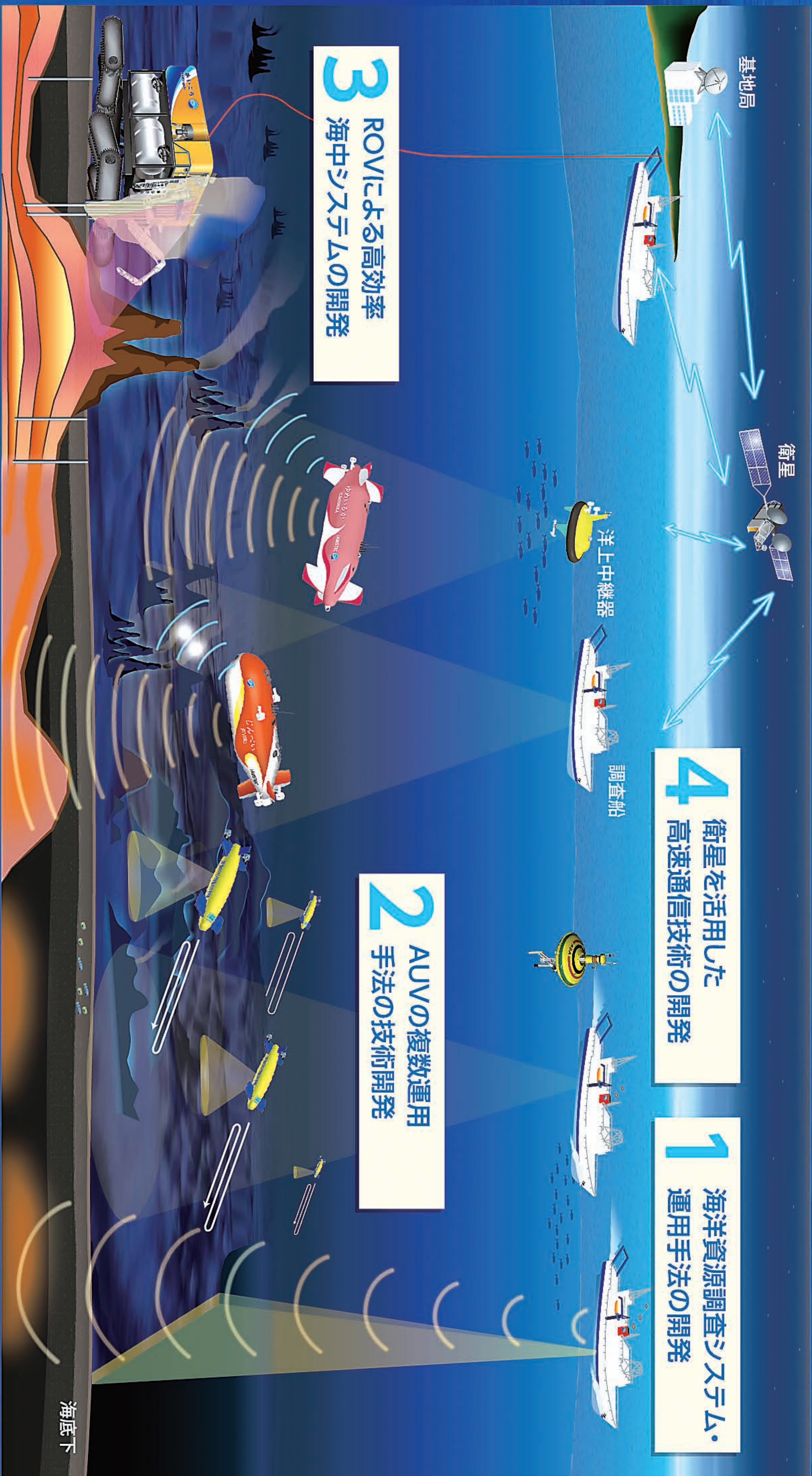
海洋政策推進のために解決すべき課題（新藤の提案）

- EEZ境界画定には領土問題の解決
現在は、北方領土付近のロシア、竹島付近の韓国、東シナ海の中国との境界画定が合意されておらず、**海域利用が制限**。
- 国家戦略としての海洋資源開発→「資源の確保の推進に関する法律」案の整備。
深海底鉱物資源は民間企業にとってリスクが大きい分野。
→国家戦略として探査・開発に先進科学技術を投入し、**一挙に商業化**。
→現在、設備や機械、クレーン、ドリル、工具は欧米製が主力だが、日本製造業の高い技術力なら**国産開発**は充分可能。
→海洋資源開発分野を**新たな産業**とし、人材・雇用を生み出す。
→やがては**世界中の海**で日本企業がノウハウを実践、提供。

－ 2015.5.17 衆議院議員 新藤義孝作成 －

海底資源調査技術の開発

海洋資源の効率的な調査を可能とする技術開発を実施



1 海洋資源調査システム・運用手法の開発

船上からの広域調査等



2 AUVの複数運用手法の技術開発

調査海域の絞り込み



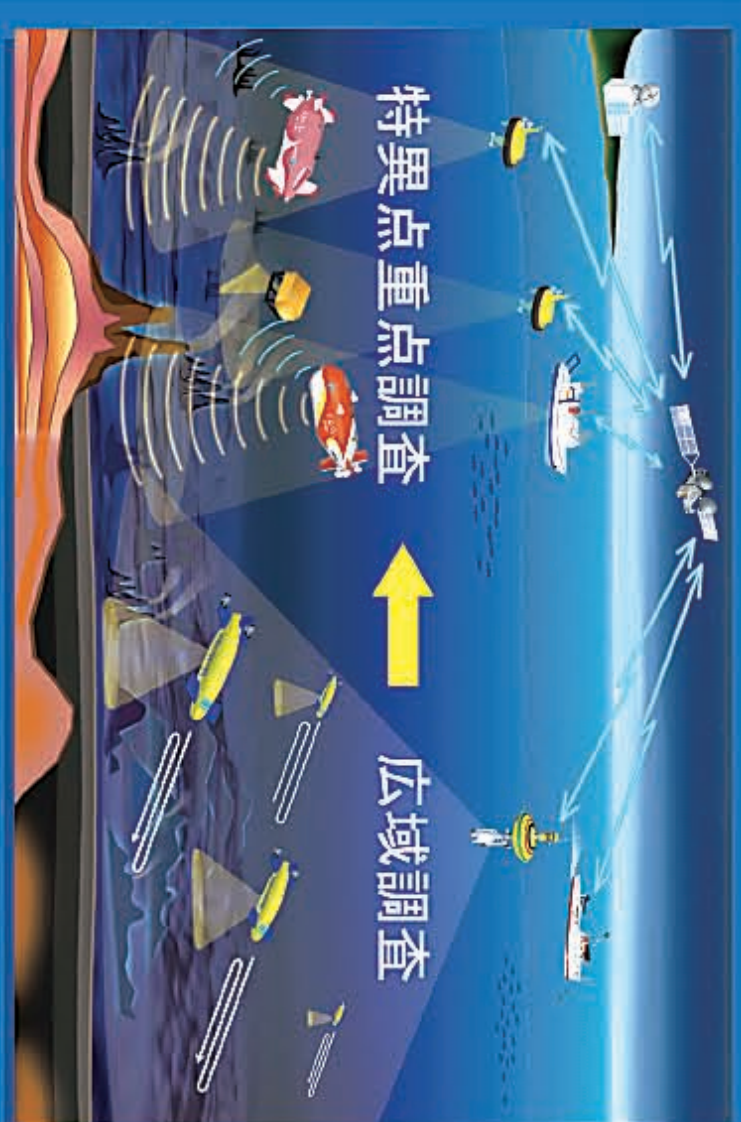
3 ROVによる高効率海中システムの開発

試料の採取

4 衛星を活用した高速通信技術の開発

調査拠点を高速通信でネットワーク化

コスト、効率面で国際競争力を有する海底熱水鉱床の調査システム・運用手法を開発するため、海底下に存在するモデル鉱床を広域から段階的に絞り込んでいく調査システム・運用手法を開発します。航走を主体とした探査システムを海洋調査協会が、音波探査を中心とした段階的絞り込み手法を次世代海洋資源調査技術研究組合がそれぞれ取り組みます。



自律型無人探査機 (AUV) を複数機運用するための技術を開発。民間企業が一体となって開発します。小型で機能を絞ったAUVを複数利用するシステムの開発 (海上技術安全研究所) と、特異点を重点調査する多機能型のAUVを用いるシステムの開発 (海洋研究開発機構) の2つのアプローチで、調査効率を大幅に向上させます。



サンプリング調査をより効率的に行うため、既存のROVに装着可能な高効率海中作業システムを開発します。本研究開発課題項目は、海洋研究開発機構と港湾空港技術研究所が連携して研究開発に取り組めます。

大量の海底調査データの伝送・無人探査機の遠隔操作等のために、調査船・洋上中継器・陸上の調査拠点を高速通信でネットワーク化する高速衛星通信技術を開発します。本研究開発課題項目は、情報通信研究機構が行います。



両陛下、初の東北被災地ご訪問

天皇、皇后両陛下は27日、東日本大震災の被災者を見舞うため、宮城県に入り、ヘリを使って南三陸町を視察するとともに、仙台市の避難所を訪問された。両陛下が東北地方の被災地に入られたのは初めて。村井嘉浩知事らによると、両陛下は被害の大きさに驚いた様子で、ヘリの中で身を乗り出していた。陛下は、多くの児童が犠牲になった大川小学校近くを上空から見たいそうだったですね」と語られた。仙台市の避難所の体育館では、

「前に進む」勇気 お与えに

平成23年4月28日（木）産経新聞より

東日本大震災で天皇陛下(第125代 皇紀2671年 初代神武天皇)はお言葉を述べられた。

「何にも増して、この大災害を生き抜き、被災者としての自らを励ましつつ、これからの日々を生きようとしている人々の雄々しさに深く胸を打たれています」

明治天皇は日露戦争に際して「敷島の 大和心の雄々しさは ことある時ぞ あらはれにける」と詠まれた。

昭和天皇は敗戦の翌年の歌会始で「降り積もる み雪に耐えて 色かへぬ 松ぞ雄々しき 人もかくあれ」と敗戦後の決意を歌に託された。三代にわたって「雄々しさ」との言葉が使われた。

今上陛下が国難の今こそ「雄々しさ」との言葉を国民に伝えようとお考えになったのだと思う。

天皇皇后両陛下が被災地を回り、ガレキの山と化した現地で深々と頭を下げたお姿に感動し、その姿に多くの国民は心を打たれたと思う。

千年以上にわたり、ひたすら国民の安寧を祈り続けてきた天皇家の姿がそこにある。

平成23年7月19日「創生日本」総会資料より

日本国憲法の成立

「憲法改正草案要綱」はその後法文化の作業を加えられ、さらに山本有三や横田喜三郎らの意見を入れて現代かなづかいを採用することとなり、四月一七日、「憲法改正草案」として英訳とともに発表された。

あくまで大日本帝国憲法の改正という形式をとつたため、まず枢密院に諮詢して可決され、次に帝国議会へと提出された。昭和二年八月二十四日、衆議院は四二一対八で憲法改正を採択。あくまで天皇制廃止を主張した共産党は、反対票八票のうち六票を投じた。GHQに強要された憲法であることはすでにどの議員たちも知っている。多くの議員が無念のあまり嗚咽を漏らした。無数の嘔り泣きが議場を肅然とさせたのはこの時が最初で最後ではあるまいか。

さらに一〇月六日には貴族院でも可決された。かつて近衛とともに憲法案を作成した佐々木惣一は当時貴族院議員であったが、「たとえ死刑になっても」と、賛成の起立を拒んだ。

こうして昭和二年一月三日、日本国憲法は公布され、翌年五月三日施行された。

北康利『白州次郎 占領を背負った男』より

国のかたちを考える

憲法(1)

日本大学教授 百地章

今回の大震災後、天皇皇后両陛下は何度も被災地を訪問され、被災民を親しくねぎらい励まされ、国民もこれに感動し勇気づけられた。

このような政治家にはできない皇室の大きな役割についても、「象徴行為」などの形で憲法に明記すべきではなからうか。

平成二十三年六月二十一日

『自由民主』より



日本国憲法の問題点と自民党の2012新憲法草案（1）

日本国憲法：前文に問題

日本国民は、（略）平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。

⇒この書きぶりは、日本国民が自身で書いたものとは思えない。
また、国や郷土を愛し、自ら守ることも記述されていない。

自民党の新憲法草案（前文 [抜粋]）

日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家であつて、国民主権の下、立法、行政及び司法の三権分立に基づいて統治される。

日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合つて国家を形成する。

我々は、自由と規律を重んじ、美しい国土と自然環境を守りつつ、教育や科学技術を振興し、活力ある経済活動を通じて国を成長させる。

日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため、ここに、この憲法を制定する。

日本国憲法：元首・国旗・国歌の規定なし

独立国家でありながら、日本国憲法には国の元首の規定がない。また、国民統合の証となる国旗や国歌の規定もない。

自民党の新憲法草案（第1章 天皇）

第一条 天皇は、日本国の元首であり、日本国及び日本国民統合の象徴であつて、その地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。

第三条 国旗は日章旗とし、国歌は君が代とする。

2 日本国民は、国旗及び国歌を尊重しなければならない。

日本国憲法：国防・領土保全規定なし

日本国憲法には、国と国民を守ることが規定されておらず、主権の存する領土・領海・領空・資源を保全する規定もない。

国民の生命・財産を守ることは国家最大の使命だが、国の基本法にその条項がない。

現行憲法 第九条

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

自民党の新憲法草案（第2章 安全保障）

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。

2 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。

第九条の二 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。

3 国防軍は、第一項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。

第九条の三 国は、主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない。

パリ不戦条約

第一条 締約国は、国際紛争解決のため、戦争に訴えないこととし、かつ、その相互関係において、国家の政策の手段としての戦争を放棄することを、その各自の人民の名において厳粛に宣言する。

第二条 締約国は、相互間に起こる一切の紛争又は紛議は、その性質又は起因のがどのようなものであつても、平和的手段以外にその処理又は解決を求めないことを約束する。



日本国憲法の問題点と自民党の2012新憲法草案（2）

日本国憲法：家族尊重の条項なし

国や社会を構成する基礎単位は「家族」だが、日本国憲法には家族条項がない。憲法に定められているのは、個人の尊重と権利のみ。



自民党の新憲法草案（第3章 国民の権利及び義務）

第二十四条 家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない。

中華人民共和国憲法（婚姻・家庭・老人・婦人・児童に対する配慮と保護）

第49条

3 父母は、未成年の子女を扶養・教育する義務を負い、成年の子女は、父母を扶養・扶助する義務を負う。

日本国憲法：現代に必要な条項が欠如

現憲法が公布（昭和21年11月3日）、施行（昭和22年5月3日）された時代には考えられなかった重要な条項・規定が欠けたまま。



自民党の新憲法草案 現代に合った条項を追加

個人情報の不当取得の禁止等 第十九条の二

国政上の行為に関する説明の責務 第二十一条の二

環境保全の責務 第二十五条の二

在外国民の保護 = 国外の緊急事態時 第二十五条の三

犯罪被害者等への配慮 第二十五条の四

教育に関する権利及び義務等 = 私学助成 第二十六条の三

財政の基本原則 = 財政の健全性 第八十三条の二

日本国憲法：「緊急事態条項」なし

世界の大半の国が武力攻撃や内乱、大規模災害など、国家や国民の生存の危機に際し一時的な権利制限も含め事態に対処できる「緊急事態条項」を定めているが、日本国憲法には定めが無い。

→東日本大震災では、法令制限による燃料輸送の遅滞、自衛隊によるパトロールができない、など、大きな弊害が。



自民党の新憲法草案（第9章 緊急事態）

（緊急事態の宣言）

第九十八条 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。

日本国憲法：改正への高いハードル

日本国憲法改正には、「衆参両院の総議員の3分の2の賛成と、国民投票での過半数の賛成」という非常に高いハードルが設定されており、時代に合わせた柔軟な憲法改正を阻害している。



自民党の新憲法草案（第10章 改正）

第十章 改正

第百条 この憲法の改正は、衆議院又は参議院の議員の発議により、両議院のそれぞれの総議員の過半数の賛成で国会が議決し、国民に提案してその承認を得なければならない。この承認には、法律の定めるところにより行われる国民の投票において有効投票の過半数の賛成を必要とする。

真の独立主権国家とするため、憲法は「不磨の大典」であってはならず、改正に向け活発な国民的議論が必要。

